

### 第三章 「佐為(サイ)ミヤケ」の可能性

#### はじめに

一九九五年度に実施された、飛鳥京跡一三一次調査で出土した木簡に「佐為評」と記された例があった。国名は明示されてはいないが、同時期には全国的に「サイノコホリ」と読める地名はないので、七世紀後半段階で「上毛野佐為評」が成立していたことが確定した。

右の木簡は、租税に添付された一般的な付札であり、同じ調査でも他国の事例を含め多数検出されている。本来「国府」段階での処理を前提としたものであったからか、裏面に何らかの物品の数量を記すのみで、それ以外の地名・人名・年代に関する具体的な情報は残念ながらない。

大間々扇状地(1)について、前近代の行政区分を当てはめれば、北東部に山田郡・中央部に新田郡・南西部に佐位郡で構成され、北西部で勢多郡に接する形になっていると思われる。新田郡は現在の太田市に、佐位郡は伊勢崎市を中心とする場所に相当する。

これらのうち、新田荘に密接に関わる部分については、非常に厚い研究史を持っている(2)。その盛況さと比較すれば、その縁辺各地域は、残存史料の僅少さの関係で、なかなか踏み込んだ議論が出来ない状況が続いてきたと思われる。

## 1、「上毛野佐為評」成立の前提

「上毛野佐為評」成立の諸前提のなかで、かなり大きな画期と考えられるのは、古墳時代の豪族居館の範疇で捉えられる原ノ城遺跡の成立になるだろう。原ノ城遺跡については、現状で全面の調査が完了しているわけではないが、全容に近い内容が知られる豪族居館のなかでは、県内最大の敷地面積を持っているという(3)。三ツ寺I遺跡のよ  
うな石組みは伴わないらしいが、北辺を中心に地積図に反映するような大きな壕と土塁で圍繞されていたらしい。

近似した標高の地点を中心に周辺地域を見渡しても、三ツ寺I遺跡のような「水の祭祀」が想定できる条件は全くないが、館内部からも通常祭祀での使用が想定できる玉類や特殊な器形の須恵器高坏などが出土しており、一般集落よりは格段に祭祀的性格が濃厚である。

一九四八年米軍撮影の空中写真でも、南辺部分は後世に成立した中世城館跡と重複しているといい、やや不鮮明な部分があるが、南北にやや長い長方形の壕に囲まれたかなり立体的な区画が鮮明に写されている。

その主軸方位は、北西約一〇〇メートルに位置する帆立貝型の前方後円墳である丸塚山古墳のそれと近似し、両者の間に何らかの相関関係があったと推定できる。その立地は、北から南に傾斜する台地がフォーク状に開析され、それらのうち一本の細長く南に延びる部分の基部近く二カ所を断ち切る形で造成している。従って、東西の幅員は台地の幅のそれに近似する。

四周を取り囲む壕は、東辺と西辺で低地部分にもかかるが、掘り上げた土を館側に盛り上げた造作が、明瞭にソイルマークに残されている。ほぼ外形長方形を示す壕の、内部の館部分は、地山の地形に制約されてやや不整形で、北辺と西辺には突出部があることが明瞭に確認できるのは、発掘調査の結果と整合的である。南側が不明瞭になるのは、南北方向の傾斜地を掘りきった際の掘削深度とそれに伴う排土量の違いが反映している可能性がある。

付近は、大間々扇状地の南西端に近く、南北方向の帯状の低地が何本も存在し、それらの低地には湧水点などもある場合もある。それらのなかで、権現山の泥流丘の西に接する位置にある谷地は、北端の湧水点にはじまり、現況で幅員三〇メートルほどの直線的な線形を示し、単純な開析谷ではなくかなり人工的な印象のあるものである。

権現山には、その北麓と南麓に小円墳が密集する群集墳が存在するが、主に横穴式石室を内蔵し、原ノ城遺跡とは多少の時期差があるだろう。その西には、南端に丸塚山古墳ののる舌状台地があり、その間の台地上にも古墳が散在していて、本関町以北の古墳の密集地域へと続いてゆく。

その西の半島状にながく突き出した台地には、北部に白鳳期創建の上植木廃寺が存在し、その南側には「上野国交替実録帳」に記載された佐位郡家（正倉院）の一部であることが確認された三軒屋遺跡（4）が連なる。

三軒屋遺跡から東に向かう、版築で造成された古代の道路が確認されているが、丘陵部分では溝となつて三五メートルほど続く。その道路の南で、三軒屋遺跡と権現山の間、東側に低地をのぞむ位置に、浅い掘り込みで周囲を囲繞された南北に長い長方形の区画が存在するのが、ソイル・マークで確認できる。因みにこの道路遺構は直線的でも幅員十二メートル以上でもない。『延喜式』に示す駅路が「中路」であればこの程度かと思われる内容である。

右の区画は、東西一〇〇メートル・南北三五〇メートルほどの規模である。原ノ城遺跡に見られるような盛土に伴う立体感はないので、浅い周堀のような区画部分だけが僅かに下がった形状になるだろう。南半部には小円墳なども重複しているようで、その前後関係が問題だし、現状では所属時期が特定できないが、地割としてはかなり均整のとれたものである。場所が場所だけに、時期差のある豪族居館ないし郡家関連施設（政庁院・国司館？）である可能性があるのではないか。現状では人家が密集しているが、今後調査の機会があるようならば注意を喚起しておきたい。

さらにその西の低地水田には、「条里」型土地区画が施行され、その傾向は旧利根川流路である広瀬川左岸まで連

続する。これらの水田地域は、これまで実態の報告がほとんどなされていないようだが、本来低地部分に連続するものであったなら、後述するように群馬県内でも屈指の広域条里地割になるだろう。

改めて重要遺跡であることが認識された三軒屋遺跡周辺は、今後も調査が継続されていくであろうが、これまでの調査でも何段階かの区画溝が確認されており、七世紀代の「評家」段階から、長期間に亘って継続する遺跡であることが推測されつつある。現状では、J R 両毛線以北の殖蓮小学校周辺で主要な遺構が確認されているが、関連施設はその南北の台地上周辺に広く展開していると考えられる。

前述の米軍撮影の空中写真では、発掘調査で確認されている区画溝などと走向の類似する地割・畦畔・ソイルマークなどが、現地表でもよく残っているのがわかる。それらのなかで特に注意されるのは、殖蓮小学校西の当時現況水田であった部分である。

現在は、J R 両毛線付近まで拡張されている殖蓮小学校の敷地の南端のラインは、かつては西側に広がる方形区画の南辺と連続するものであった。そこには、建物の基壇とみられる盛土状のソイルマークが列をなしているのが観察できる。全く無関係のものも含まれているかもしれないが、地点の重要性からいえば参考にはなるだろう。

原ノ城遺跡の東側にもいくつか谷地田はあるが、以西の広範囲な水田の広がりには比べると、谷戸の規模に規制されて小規模で散漫な印象である。扇状地扇央部の乏水地帯であれば、当然のことかもしれない。当初の新田荘が成立してくる場所も、右よりもさらに標高の下る早川下流域になることが、間接的にこのことを裏付けている。

広域的な「条里」型土地区画を残す水田地帯に関しては、そのほとんどが広瀬川と粕川に挟まれた範囲に収まる形である。その東方の早川に関しては、そのような流域地域の開発に、具体的に関係して機能していたようには見えな  
い。

広瀬川以西については、前橋低地帯を挟んで前橋台地上に広域条里が展開する。但し、詳細に観察すると多くの施工単位の集合であることがわかり、時期差や水利系統の違いを感じさせる。隣接諸地域との関わりなど、具体的な内容の分析については、今後の課題である。

また、佐位郡域への広瀬川からの給水は、左岸の崖線の比高が高く、比較的標高の低い地点に限られる。勢多郡方面から流下する河川のうち神沢川については、大間々扇状地西端の段差によって給水が困難なため、標高の高い地点では、主として粕川及び桂川の給水を受けることになる。それらの縁辺地域にも短距離の水路と見られるものが幾つか掘削されている。

この「条里」型土地区画を残す水田地帯の東端に、丸塚山古墳、西端近くに御富士山古墳が立地しているのは偶然ではないだろう。その前後関係は、一連の開発の開始と終了の時期差を示すものである可能性がある。しかも墳形などに知られるそれは、開発行為に関連した首長の、如実な地位の向上を伴うものであったのではないか。

次に、佐位郡域の「条里」型土地区画を残す水田地帯の様相について順次見てゆきたい。

## 2、佐位郡の実態

古代の佐位郡の範囲が、本来どのようなものであったのかを、現代に明らかにすることは、非常に困難な問題である。今日的に厳密な行政区画が、完全には実施されていなかった可能性が非常に高いからである。

しかし九世紀以降、公地公民の原則に基づく班田収授制の弛緩に伴い、土地の私的所有権に対する本能的な欲求の高まりや、具体的な施設や地割の施行によって、当地にあっても当初の流動性が、徐々に固定的なものへと変化していったことは想像に難くない。

通説に従うならば、『倭名類聚抄』に記載された佐位郡の郷名は、恐らく「名橋・雀部・茂呂・佐井・淵名」の「五」であり、これは令制の郡の等級で「下郡」に相当する。上野国内では、平野部で東に隣接する新田郡や、西毛の碓氷郡・多胡郡と同規模である。先ず、このことに注意しておかなければならないだろう。

佐位郡に関する自然的境界のイメージは、東が早川、北が神沢川、西から南にかけてが広瀬川（旧利根川）の各河川に囲まれ、大間々扇状地の西半部及びその下位の低地で構成されていたものと思われる。

また、行政区分のレベルでは、東に新田郡・西に那波郡・北に勢多郡が隣接し、南は広瀬川を介して武蔵国に接していた。そしてこの領域の広がりには、中世にはその大半が「淵名荘」に継承されるものであった。

これらの境界のうち、東端の早川はほとんど支流を持たない直線的な河川で、時期も後出するとみられ、一部に自然河川を利用しているにしても、かなり人工的な印象の強いものである。どちらかといえばその機能は、新田郡でも中西部地域の開発を企図したものであろう。佐位郡地域の開発にとって問題なのは、むしろその西を流下する粕川である。

赤城山の小沼から流下する粕川は、北半部では蛇行しながら勢多郡域を通過する。そして、赤城山南面の火山性泥流丘の連なりのなかでも、判然とはしないが石山丘陵付近に勢多郡と佐位郡との境界があつたものと思われる。

その南面で、粕川右岸の伊勢崎市五目牛町の低地部分の水田には、小規模ながらも条里型の土地区画がある。そこから下流には、規格的な開発がやや困難と見られる樹枝状の谷地田であっても、条里型を意図した土地区画が造成されてきたようである。

この付近は、泥流丘が幾つも連なっており、粕川はそれらを縫うように流下している。その泥流丘の南斜面には、群集墳が造営されていることが多い。その内容は、必ずしも横穴式石室を主体部とする例に限らない。竪穴式の埋葬

施設を内蔵するような古墳を築造した時期から、嘗々と築かれ続けたために、最終的には今日知られるように群集する形になったのである。そうであるにしても、それが爆発的に増加したのは六世紀代であった。そしてそれらの群集墳は、あたかもその被葬者たちが開田した低地を望むかのような立地を示しているのである。

粕川は、伊勢崎市鹿島町で僅かに西に蛇行するが、その左岸である鹿島町の平坦地には、「条里」型土地区画の水田があった。

また、粕川右岸の平坦地も、現在でこそ富士重工をはじめとする工場が立地しているが、かつては水田が広がっていた。粕川から県道七十四号（伊勢崎―大胡）線までの間は、少なくとも昭和二十年代には区画整理が実施されて、条里型の土地区画は消滅していた。

但し、後述するように、県道七十四号線以西の太田町・安堀町などには、大規模な「条里」型土地区画が広がっていた。その畦畔を踏襲するような道路が、区画の消滅した部分にも連続する例があるようなので、恐らく両者は一体のものであったと思われる。もしそうであるならば、この一帯の条里型土地区画の水田は、東西四キロメートル・南北三キロメートルほどの広がりを持っていたことになる。その東端近くに、官衙等の集中するエリアが立地するのも、単なる偶然ではないだろう。

その後粕川は、伊勢崎市街地の東側で大きく東に蛇行するが、その兩岸地域にもかつては「条里」型土地区画の水田が広がっていた。すなわち右岸地域の粕川町、左岸地域の境伊与久町の水田部分である。

但し、前者は日立製作所などが建設され、現在ではすっかりそれらしい景観を消滅させてしまっている。また、後者は伊与久沼の位置する低地の下流部分になる。いずれも起伏に乏しい低平な地勢である。扇状地上であるため畑地が多く、現在でも水田化は進んでいない。古代にあっても水田に造成しきらなかったのかもしれない。

この地点の「条里」型土地区画に関して、特に注意されるのではないかと思われるのは、県内で一般に「東山道」と呼称されている「駅路」遺構との関係である。新田郡と隣接する佐位郡東部地域から、粕川までの部分に関しては、連続的に地割ないし遺構が認められる。その一部は、かつて牛堀・矢ノ原遺跡として調査された(5)。

一方、佐位郡の西に隣接する那波郡の玉村町・群馬郡の高崎市などでは、類似の道路状遺構とされるものが調査されているので、通説の通りある時期には連続していたと見るのが順当であろう。しかし、現状では粕川の渡河点から広瀬川までの間には、少なくとも現地表にそうした痕跡を見出すことができない。

このことは、恐らく急激な都市化というだけでは割り切れないのではないか。「条里」型土地区画が残存するのであるから、河川の乱流といった事情も想定しにくいだろう。この種の地割に一般的な、九世紀代に造成されたものが直接起源であるとすれば、「駅路」としての機能が、既にその段階で失われていた可能性があることになる。

東山道「駅路」に関しては、ある時期の中央と地方とを結ぶ路線であることは疑いない。火急の早馬が、常に通行できる路線であるならば、路面や路側に関する然るべき工事が施され、付帯施設も完備した状況が想定される。通常は『延喜式』記載の駅名をつなげた路線が想定されているが、少なくともそれが、現在各地で確認されている、幅員十メートルを超えるような直線的道路状遺構と全く一致するとみるべきではない。

「中路」であった東山道「駅路」には、相応の規格があったので、それに外れた「駅路」はありえないであろう。その規格に当てはまるのは、現状で強いていえば、必ずしも直線的ではない「あずまみち」(6)の方である。こちらには各地で現地表に痕跡を残している。そのことは、古代以降への機能の持続性を示すもので、それこそ「駅路」に相応しい。ましてや「東山道」は道路ではないのであって、その用法をもう少し厳密に行うべきである。

しばしば史料に記される通り、「駅路」は基本的に改廃を繰り返す性格のものであって、政治的な磁場の変化によ



る路線変更も日常的に見られた。そのような前提条件を踏まえるならば、八世紀前後の上野「国府」の設置や「多胡郡」立郡などは、大きな契機になるだろう。

上野国内という視野で古代の「道路」を考えれば、「伝路」の存在も注意されるところである。「伝路」に関しては、存在そのものを疑問視する向きもある（7）が、同時代の文書通送を介した地域支配の方法としては、あってもおかしくない公的施設であろう。

また、公的に認定されたルートのほかにも、優勢な民間ルートもあった可能性がある。各種の政治的な変動によって、公的なルートが格下げになるような事態の発生も考えられる。その場合には、施設の内容・仕様は公的だが、機能は地域内部の情勢へ特化しての対応ということになる。

同時代の遺跡の分布状況などから推して、吾妻川流域や鏑川流域といった長野方面からの交通路は、かなり重要なものであったろう。便宜も大きかったと見られるが、最終的に国家に認証されたのは、両者の中間に位置する碓氷川流域のルートであった。全国的な動向に照らして、このことは政治的な意味が非常に大きかったと想像される（8）。

境伊与久町よりも下流の粕川は、ほどなく広瀬川に合流する。その短い区間では、左岸の東武伊勢崎線剛志駅の北西に広がる水田があるが、特に「条里」型土地区画は認められない。これ以下の標高の水田は、大間々扇状地の扇端部になるので、用水路よりもむしろ排水路が必要である。水田の区画整理の時期がかなり早く、「条里」型土地区画が施行されていたかどうかは、空中写真による表面観察では当面確認できなかった。

いずれにしても佐位郡は、西に隣接する那波郡ほどではないものの、西部地域を中心に可耕地の水田化の比率が高かった可能性がある。そして、現状で水田になっていないような北部地域にも、積極的に水路を引いて水田化を試みたとみられる。その開発行為の中核にあったのが粕川であり、その水系を通じて、上流の勢多郡とも密接に関わって

いた可能性が想定されるのである。

### 3、「オホタ」と「ミタ」

広瀬川は、群馬県内の中流域では最も有力な旧利根川の流路であり、佐位郡の対岸になる前橋台地の東縁に沿って、幅の広い低地を形成していた。

既に何度も指摘されている通り、帯状の低地は少なくとも上下に二段階あり、より開析の進んだ下位の低地部分には、河川の乱流の痕跡が顕著だが、上位の低地は比較的安定化して居住域や生産域として活用されていたのが、遺跡分布によっても知られている(9)。「条里」型土地区画の認められる水田があるのも、主としてこの上位の低地である。

桃木川と合流した広瀬川に、神沢川・宮川と合流した荒砥川が合流する地点は、かなり広大な低地を形成しており、その本格的な開発には、高度な河川統御の技術が必要であったと思われる。この部分に立地しているのが、中央との直接的つながりをうかがわせる畿内型の長持型石棺を内蔵する「御富士山古墳」であるのは、単なる偶然ではないだろう。同時期の上毛野地域での御富士山古墳は、東日本最大の規模を誇る太田市天神山古墳に次ぐ第二の地位を占めた被葬者の奥津城との見方もある。

これらに関連して注目されるのが、「女堀」と呼ばれている水路をはじめとする遺構群である。これは前橋市東部く伊勢崎市北部にある国指定史跡「女堀」とは別系統になるものである。

前橋市西大室町から南に流下する神沢川は、かつてはつづら折れの状態で蛇行していたが、最近の河川改修によってすっかり直線的な線形になった。それが、前橋市飯土井町と伊勢崎市波志江町の間で、大きく南西方向へと流路を

変えるのは、そこが大間々扇状地と赤城山体の境目の、大規模な窪地だったからである。赤城山側からの河川は、いずれも神沢川に合流するが、南が大間々扇状地西端のやや高い地勢の関係で、基本的にそこから南へは分岐しない。神沢川よりも東には、前述の粕川や早川が流下している。

大きな蛇行を繰り返して、前橋市二之宮町で宮川と合流した荒砥川は、伊勢崎市宮子町付近で、桃木川と合流して水量の増した広瀬川と合流する。この広瀬川の左岸が、前橋低地の中でも最も幅広な上位の低地になる。ここには「見田（ミタ）」の地名が所在する。また、上流の桃木川左岸・荒砥川右岸の低地には、赤城山体の段丘との間に「条里」型土地区画が広がっている（10）。但し、その付近の水田の大半は、勢多郡（芳賀郷カ）の所属になるであろう。それらの南側に接続する形で、伊勢崎市波志江町く安堀町の「条里」型土地区画が展開するのである。但し、神沢川左岸で波志江沼との間の、県道七十四号線から西に広がる台地部分に関しては、どうにも開田化ができなかったよううで、大室古墳群北方の台地と同様（11）に、何本もの水路が掘られ、その流末のなかでも条件が許した場所のみが、ようやく水田となっている。

安堀町の東には、現在太田町がある。現存地名のことなので、あくまでも可能性があるということに留まるが、畿内勢力と直結していた「御富士山古墳」との位置関係からすると、ミタに対するオホタであるようにも思われる。さらなる憶測になるが、その南端で広瀬川に架かる橋が「三ツ家橋」であることが何らかの意味を持つかのようである。伊勢崎市街地の西側を流下する広瀬川は、その後JR伊勢崎駅付近で粕川との間隔が最も狭まる。この部分には、後述するように、「堤堀」（12）が掘削されたのも、開発をもくろんだることになるだろう。周辺状況から判断すると、粕川左岸寄りの低地部分などに、かつては「条里」型土地区画が存在し、南北の隣接地と広域的に連なっていた可能性は高い。但し、広瀬川左岸については、現状では水面からの比高が高く崖になっているので、元々市街地

の原型になるような居住域であつて、郡域のこともあり、これ以上西には連続しなかつたかもしれない。

伊勢崎市茂呂町以南については、大間々扇状地の乏水地帯を外れて、現況で水田となっている面積が広いが、昭和二十年代以前に区画整理が実施され、「条里」型土地区画があつたかどうかについては、現状では不明である。もしあつたとすれば、用水ではなく排水が問題となるような湿田であつたと思われる。

なお佐位郡の郡域は、那波郡などと接する部分で、旧利根川流路の氾濫原である前橋低地帯部分にも広がっていた可能性がある。低地帯の上段には、小規模で変形も進んでいるものの、前橋台地寄りに台地上と施行単位の異なる地割が認められる。

しかしこれは、上・下二段に分かれるとされる前橋低地の段丘状の低地が、この地点では西側に生成されていることに関係するので、低位の下段部分については、上流地域と同様に、活発な河川の乱流が繰り返されて、「条里」型土地区画の地割が残存するような状態ではなかつたと考えられる。

### 小結

佐位郡の八〇九世紀の郡領氏族としては、檜前部君氏が知られている。采女として中央へ出仕した結果「上毛野国造」に任命された老刀自や、西に隣接する那波郡から出仕して「上毛野朝臣」を賜姓された綱主の存在は、檜前部君氏が中央で一定の評価を与えられる一方、地元でも隣接地域にまで勢力を拡大する形で扶植していたことがうかがわれる（13）。

佐位郡の北に接する勢多郡の郡領氏族としては、上毛野朝臣氏が知られているが、その奥津城と見られるのは、同郡内に非常にたくさん築造されている高塚古墳のなかでも前橋市大室古墳群である。その大室古墳群に隣接し、非常

に密接な関係があったのではないかと見られる多田山古墳群の被葬者に、檜前部君氏を充てる理解さえあるのである(14)。もしその理解が認められるなら、同時期の周辺地域の工作物の造営に関しては、多少なりとも檜前部君氏一族の関与があったと見るべきであることになる。

佐位郡全体に関しては、北部の畑作地域や南西部の河川乱流地域を除き、官衙の集中する郡域中央部東寄りを中心に、かなりの部分の平坦地で、具体的な「条里」型土地区画が施行されていたとみられる。群馬県内では避けられないような開発困難の山地や丘陵地が、比較的少ないという自然条件もあるだろうが、同様の事例は群馬郡・那波郡などに知られるのみである。

広範囲に広がる前橋台地上の平坦地を横断する形の北関東自動車道等の建設に伴う調査では、「条里」型土地区画水田のような大規模な造成が、九世紀代に始まったらしいとの所見(15)であった。机上の地番の設定から、具体的な地割の造成に至るまでに、少なくとも見て一世紀以上も要したことになる。その間の社会情勢の変化を考慮すれば、当初の理念がどの程度継承されたかは、甚だ心許ないといえるだろう。

#### 注

- (1) 大間々扇状地研究会編『共同研究 群馬県大間々扇状地の地域と景観』(二〇一一年)所収の諸論考参照。
- (2) 能登健・峰岸純夫編『よみがえる中世』五、浅間大噴火と中世の東国(平凡社、一九八九年)が、その段階の一つの到達点を示す。
- (3) 伊勢崎市教育委員会『原ノ城遺跡』(一九八六年)。
- (4) 出浦崇「三軒屋遺跡」(『日本古代の郡衙遺跡』雄山閣、二〇〇九年所収)。

- (5) たとえば坂爪久純「上野国の古代道路」(『古代文化』四七巻四号、一九九五年)、同「上野国の東山道駅路」(『古代文化』四九巻八号、一九九七年)。
- (6) この周辺の事例では、坂井隆「東山道とあずま道を中心とする道路遺構の考古学的特徴」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『研究紀要』六、一九八九年)に悉皆的な整理がある。
- (7) 森田悌「駅伝制」(『日本古代の駅伝と交通』岩田書院、二〇〇〇年所収)。
- (8) 拙稿「東山道『駅路』の成立」(地方誌研究協議会編『交流の地方史』雄山閣、二〇〇五年所収)。
- (9) 前原豊・秋池武・飯島義雄「利根川からの引水遺構である『女溝』の意義」(『群馬文化』二六六号、二〇〇一年)。
- (10) 前橋市埋蔵文化財発掘調査団『中原遺跡Ⅰ』(一九九三年)、同『中原遺跡Ⅱ』(一九九四年)、同『中原遺跡Ⅳ』(一九九五年)、同『中原遺跡Ⅲ・Ⅴ・Ⅶ』(一九九六年)等参照。
- (11) 拙稿「『上毛野勢多評』成立の諸前提」(『信濃』六十三巻八号、二〇一一年)。
- (12) 群馬県教育委員会『群馬県の中世城館』(一九八八年)に記述がある。
- (13) 拙稿「『上毛野』氏の基本的性格をめぐって」、同「『上毛野国造』」(拙著『東国の古代氏族』岩田書院、二〇〇七年所収)。
- (14) (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『多田山古墳群』古墳時代編(二〇〇四年)。
- (15) 新井仁「群馬県における平安時代の水田開発について」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『研究紀要』一九号、二〇〇一年)。

#### 第四章 前橋市中鶴谷遺跡出土の「田部」の墨書のある土器

はじめに

『倭名類聚抄』郷名段階で、勢多郡には「深田・邑田・芳賀・桂萱・真壁・深渠・深澤・時澤」の八郷が知られており、令制では「中郡」に相当した。上野国内の郡としても、特に大きなものではない。郷名の比定地は、必ずしも確定しているわけではないが、想定される郡域からすると、かなり散漫に分布しているように思われる。

その一方で、高塚古墳が非常に多く築造された場所でもある。上毛野地域の古墳時代の隆盛は、東国屈指の内容を持つていると思われるが、その中心地と理解できる。赤城山南麓地域は日照条件などに恵まれ、古くから多くの人の居住の痕跡が認められ、特に古墳時代の開発が進んだためと理解できる(1)が、洪積台地を中心とするその地形は、水田を中心とする農業開発に適していたとは言い難い。

やや主観的かもしれないが、通常の奈良・平安期の集落遺跡の調査事例でも、群馬郡(国府所在郡)や鏑川流域(多胡郡・甘楽郡)の同時期の事例と比較して、竪穴式住居跡の重複が少なく、人口密度が薄いという印象がある。前代の高塚古墳造営の爆発的な隆盛との間の不均衡という印象が、どうしても払拭できないのである。

##### 1、榛名山二ツ岳の噴火

群馬県内には多数の火山が所在し、歴史時代に限っても四世紀の浅間山・六世紀前後の榛名山(二回)・一二世紀

の浅間山・一八世紀の浅間山などの噴火が知られている(2)。古墳時代の車評Ⅱ群馬郡地域に甚大な被害を与えたのは、六世紀前後とされる榛名山の噴火であった。

榛名山二ツ岳の噴火被害については、各種工事や開発に先立つ地質や遺跡調査によって、徐々にその実態が明らかになってきている(3)。水蒸気や火山ガスの噴出に始まり、火山灰・軽石等が大量に降り注ぎ、火砕流の発生も確認されている。異常気象や火砕流に伴う火山ダムの決壊による泥流の発生など、大規模な二次災害も想定されている。もし人口密度が稠密になった現代に発生したとすれば、想像を絶する激甚災害になるだろう。

一回目と二回目の噴火の間には、表土に僅かな黒色土が生成する程度の期間があったらしい。しかし、火山噴出物に覆われた表土は、保水性などの面で水田耕作土としての適性を欠き、広範囲に亘って小区画の水田が造成されることになったと考えられる(4)。

一回目の噴火の記憶も生々しい段階で、二回目の噴火に見舞われ、住民の周辺地域への避難生活は、半永久的なものになった可能性がある。それらの避難民によって新たな群集墳が造営されたのではないか。群集墳の爆発的発生という点で、類似した要素のある地域の広がりには、東から時計回りに「佐位郡西部・群馬郡南部・緑野郡・鐺川流域・片岡郡・群馬郡西部」である。地形条件などもあるだろうが、これらは必ずしも郡単位ではない。これらの地域で共通するのは、榛名山二ツ岳噴火の被害が、全くないかあっても軽微な地域ということである。

つまり、これらの隣接地域では、榛名山東南麓地域方面からの避難民の一時的流入が、人口の急激な増加をもたらしたと考えられるのである。その一方で、人口増加は食糧生産に対する必要の圧力を強めただろう。そのことが、新たな耕地の拡大へと連動していったのではないか(5)。古墳時代の上毛野地域に関しては、比較的平坦で条件の良い東毛地域や榛名山東南麓の開発が先行し、赤城山南麓地域はそれに後出した可能性がある。そしてその達成は、そ



の後の時代にも更新され続けていくような、非常に大きな意味を持つものであった。但し、利根郡や吾妻郡のような極端な山間部は、その埒外であつただろう。

それらのことは、同時代の地域的広がりだけではなく、上毛野地域のその後の歴史を規定するものであつた可能性がある。甘楽郡・多胡郡で構成される鍬川流域は、その全域に亘って条里型土地区画が造成されているが、風向の関係で榛名山二ツ岳の火山災害の被害が全くない状態であつた。こうした地域に八世紀に多胡郡が設置されてくるのも偶然ではなかつたろう（6）。

他の時代と同様に、古墳時代にも幾つかの画期が認められる。同時代の文化的変化としては、主に遺構・遺物に関わるような物質的なものに限られるが、須恵器の器形の変化や埴輪の隆盛などがある。これらのことは、直接的には窯構造の変化に関係しているだろう。間接的には、それらの技術をもたらした渡来人の室の変化が想定できる。東国地域のなかでも特に上毛野地域は、造形的に優れた埴輪の存在が多数知られているのである。

また、高塚古墳の埋葬主体部が、竪穴式から横穴式石室へと変更になるのも、大きな変化であることは誰しも認めるところであろう。そこには、葬送意識の重大な変更があつたと見られるからである。そして恐らくその段階で変更になつたのは、ひとり葬送意識だけに留まらなかつたと思われる。

前者の段階での絶対量の少なさからすれば、高塚古墳自体が極めて尊貴性が高かつたということと言える。それに対して後者の有り様は「大衆化」とも「家族墓」とも考えられるが、技術革新による全般的な生産力の増大という部分が、無視できない要素としてある。

さらに『日本書紀』の記述でも、畿内地域を中心に、しばしば「池溝」の造営記事が見られる。同様の事態は、知識・技術の移入があつたという前提で、東国地域の上毛野でも見られたと思われる。その早い時期の達成が、保渡田

古墳群の首長たちによってなされたことは、これまでも明らかにされている(7)。

それらの到達点が、榛名山二ツ岳の噴火によって一旦精算され、保渡田古墳群の王統は断絶するように見える。その一方で、新たな取り組みによって成果を出したとみられるのが、群馬郡の中でも東部の王山古墳の被葬者であったろう。その間の血縁関係は不明だが、総社古墳群の被葬者たちへと継承されてゆくことになると思われる。

同様な達成は、緑野郡の七輿山古墳、碓氷郡の築瀬二子塚古墳などの各地の首長墓の被葬者にたちにも見られたはずである。そして、以上の中で最大規模の古墳は、七輿山古墳であった(8)。このことは、「緑野屯倉」の設置と何らかの関係があったのかもしれない(9)。

## 2、勢多評の実態

それらと同時期の六世紀代に、勢多郡域で隆盛するのが、大室古墳群の被葬者一族であった。その関係者による地域開発の内容が、次に問題になるだろう。以下、順次問題となる可能性のある地点を列挙してみたい。

### ・地点①

粕川と桂川とに挟まれた前橋市粕川町女淵く深津の低地には、やや変形しているが、条里型の方格地割が残っていた。その直接的な用水は、東側を流下する粕川と見られるが、この部分での粕川は丘陵上を掘り抜いて通されており、人口河川である可能性が高い。粕川は、場所によっては天井川となっている。このことは、西側の低地の用水となっている桂川についても同様である。

なお粕川は、下流の伊勢崎市域に入っても、何カ所かの広い範囲の条里型土地区画を残す水田に引水される河川であり、全線を通じてそのような開発を目的として設計された人工河川である可能性を指摘しておきたい。これらのこ

とは、大室古墳群の被葬者の後裔と見られる多田山古墳群の被葬者が、佐位郡の有力者である檜前部君氏と密接に関わっているという調査報告書の見解とも、改めて関係してくるだろう。

・地点②

地点①の南側に接する低地には、真ん中に「毒島」と称する小島状の高まりがあるが、この付近の造作は、さらに複雑である。低地部分の南端に、大規模な築堤を行い、南側の流水をふさぎ止めていたのである。この結果、低地部分にドーナツ状の巨大な「溜池」が造成されることになった。そしてそこには、地点①から掛け流す形で用水されていた。しかもその水路は、低地の形に合わせて回り込む形で掘られ、築堤付近を経由して、西側の低地部分へと排水する形になっていたのである。

・地点③

大室古墳群ののる丘陵の北側は、かなり広い台地面が展開していたが、それを数カ所で掘り割って水路を通していった。東側のものは、現在の東神沢川であるが、かなり蛇行しているように見えるのは、自然の蛇行ではなく、工事区間毎の横へのズレを思わせる。西側の水路もほぼ同巧で、それらは一旦乾谷沼の南のY字形の低地に集約され、一部が桂川の低地方向に、もう一方が大室古墳群の西側の低地に掛け流される形になっていた。水路や低地には、各所に小規模な築堤があり、貯水する意図があったと思われるが、それらは堰として機能できないような台地部分である。それらが、本来どのような意味を持っていたのか、全体としてどのような機能を果たしていたのかは、現状では詳細不明である。これらの水路と走向の類似する神沢川についても、各所で台地上を横断しており、人工河川の可能性がある。

・地点④

地点③の西側隣接地である前橋市下大屋町に所在し、「勢多郡家」とも推定されている上西原遺跡ののる丘陵も、南北に長い形状を示していた。そして、荒砥川に面する西端部を中心に、各所で丘陵部が掘り割られている。特に、荒砥川左岸の泉沢神社西側には、鍵の手に折れる低地がある。この低地は、全体として大きなコ字型になっており、人工物である可能性がある。この低地から南に分岐して台地上を横断し、東側の低地へと向かう水路が幾つか掘削されているが、その間に上西原遺跡は配置されているのである。現在までのところ、上西原遺跡の全体像は不明だが、溝に圍繞された区画が南北に二つ確認されており、南に位置するものは遺物の様相からみて「寺院」に転用されている。こうした区画が、さらに周辺地域に拡大して配置されていたかもしれない。

右の水路は、いずれも湿地状の低地に造成された水田に給水している。但し、その規模はいずれも小さく、大室古墳群の南側に広がる水田域のように大規模な例はなくて、いずれも散在的である。それらは、伊勢山古墳の時期以降の開発面積の縮小をうかがわせるのである。

なお、この南側に問題の柳久保遺跡が所在し、水田部分の畦畔上に「墨画土器」や「田部」の墨書土器を含む十以上の土器が積み重なった状態の、特異な祭祀遺構があった(10)。墨画は、口径一二ミリ・高さ五三ミリの八世紀後半頃の坏の体部外面に、五体の「鬼」・「馬」と馬に騎乗した「鬼」が表現されている。また内面には「牛頭天王」とみられる「鬼」が描かれている。柳久保水田址は、公共性の高い祭祀を行う場所であった可能性がある。

柳久保遺跡から出土した墨書土器は、総数五六点ほど確認されているが、「田」と記す例が比較的多い。「田部」と書かれた例は、次の遺構から出土した合計一六点である。

- ・五二号住居跡(一点)
- ・六一号住居跡(一点)

・七五号住居跡（二点）

・八二号住居跡（一点）

・九〇号土坑（七点）

・六号井戸（二点）

・一一号井戸（二点）

土器の所属する年代観が八世紀後半ということ、この周辺の一般的な墨書土器よりもやや先行する。しかし、ミヤケに所属する「田部」と直接関係を言えるほどには遡及しない。但し、勢多郡の公的施設の一部である可能性の高い上西原遺跡（「上田口寺」？）の南西側隣接地であり、何段階か変遷の認められる上西原遺跡の先行建物が、ミヤケを構成する何らかの要素であった可能性も、全く否定はできないと考える。「大田」の墨書土器が含まれるのも、注意を要するだろう。

集落域と墳墓域とが、どの程度棲み分けがなされていたのかは判然としないが、同時代的には何らかの規制があったはずである。可耕地と集落や墳墓などが重複・混在する場合には、時期差を含むのであろう。

この周辺の泥流丘と泥流丘との間には、窪地状の低地がクレーター状にあるのだが、それらを点綴する形で、複雑な水路網が構成されている。結果として、大室古墳群ののる台地を取り囲む形で、開田可能な低地部分は、ほぼ悉皆的に水田化が試みられているのである。

大室古墳群の北側には水路の展開する台地が広がっているが、広い水田可耕地は少ない。結果として、その南側に水田が広がる傾向があるのは、単なる標高上の問題ではなくて、人為によるものである。

以上は、すべてが同一時期に成立したものではないだろうし、「都市計画」といった整然とした規格は伴わないか

もしれない。また、古墳時代の農業技術では、すべての水田が常時満作というのも期待できないだろう。

しかし、集落・豪族居館・墳墓といった、当時の社会を構成する諸施設の累積によって、ある時期以降一定のテリトリーを構成することにはなったと言えるのではなからうか。そこでは、ごく大まかな「ランドプラン」くらいは存在したかもしれない。その大きな画期は、大室古墳群のなかでも先行するとみられる前二子古墳の成立にあったと考える。そしてその基本は、「水路」を多用する開発形態の採用にあったと見てよいのではなからうか。

### 3、大室古墳群から多田山古墳群へ

『続日本紀』天平勝宝元（七四九）年閏五月癸丑条によれば、「勢多郡小領外従七位下上毛野朝臣足人」が、「当国国分寺知識物」を献上したことから、「外従五位下」を叙位されたことが知られる。この「知識物」は、一般的には瓦に代表される検建築資材と理解されている。一部火急の工事分担を受け持ち、それが竣工したことに對する報償ということになるだろう（11）。

この記事によって、少なくとも八世紀中葉段階には上毛野朝臣氏が、勢多郡で郡領を勤めていたことが判明する。現実には、長官である「大領」ではなく次官相当の「小領」であることが問題であるし、目上の競争相手を追い越して、ステップアップしてゆく途中の記事として読めないこともない。しかし、少なくとも郡領であるのだから、ここでは「上毛野朝臣」氏が、勢多郡での伝統的で最も優勢な地域勢力と見るのが順当であろう（12）。

数多くの古墳が所在する勢多郡地域でも、最有力な首長墓系列は、大室古墳群の被葬者とする点で異論はないだろう。そのように見て大過ない場合、よほど明確な証拠がない限り、固有名詞と具体的遺跡を結びつけることは慎まなければならぬが、現状では大室古墳群こそが「上毛野君」氏へと連なっていく氏族の奥津城である可能性は非常に

高いと思われる。そして、地理的な位置関係から言えば、それらに先行するのが赤堀茶臼山古墳で、後続するのが多田山古墳群（13）ということになる。

前節で取り上げた各事例を、改めて同一平面上に配置すれば、西を荒砥川、東を粕川で画された範囲で区切ると、大室古墳群がちょうど中央に位置することになる。なお、この範囲は中世「大室荘」の中心部とほぼ一致するが、東西に長い勢多郡域の、ほぼ東半分を占めると見られる。

図中の南端を斜行するのは、中世初期に掘削されたとみられる国史跡「女堀」である。現状では、多くの水田可耕地を無秩序に横断しており、少なくともこの部分で何らかの機能を果たしているようには見えない（14）。

この周辺で、大室古墳群の被葬者に先行して地域開発に成功したのは、南西方に位置する今井神社古墳の被葬者であり、荒砥川と桃木川の合流点付近の、比較的広い氾濫原の水田化を成功させたことによる。その周辺の条里型方格地割の変形が著しいのは、河川の乱流もあるだろうが、開発起源の古さに関わっている可能性がある。

そして今井神社古墳の被葬者は、水系的には桃木川と広瀬川（旧利根川）との合流点の氾濫原の水田化を達成した、お富士山古墳の被葬者の後裔になると見られる。そして今井神社古墳の被葬者の後継となるのは、さらに桃木川を遡及した正円寺古墳の被葬者であった。ほぼ同時期に、より困難な条件の東方を担当したのが、大室古墳群のなかでも前二子古墳の被葬者になるだろう。

前者は、低地に立地する桂萱大塚古墳の被葬者と前後関係を持っており、前橋低地のなかでは、かなり広い部類の氾濫原の開発を達成した。それらの安定的な耕地の大半は、その後も条里型の土地区画が造成されるなどして、経営され続けて今日に至っている（15）。

大室古墳群ののる低台地は、現状でも周囲を低地に囲まれている。その低地部分に、前述のように上流から引水し

て、集中的な開田化がはかられた。すべての水田に水を張られた状態であったなら、丘の上の王墓群が、あたかも沼の中に浮き上がるような、視覚的効果をもたらしたのではないだろうか。

王墓の丘を取り囲む、一連の水田可耕地のうち、東端に近い一部は、先行する赤堀茶白山古墳の被葬者の代に、既に達成されていたものもあるだろう。さらにその南側隣接部分については、多田山古墳群の被葬者の手になるものも含まれると思われる。近辺の各泥流丘にも、後期の群集墳が築造されている地点が多いが、それぞれが自分たちの開田した可耕地を見下ろす形で造墓しているのではないか。

そして、多田山古墳群の造営された七世紀段階までに集中的に水田化された部分は、かなりの比率で今日まで水田として利用され続けているのではなからうか。

いずれにしても、榛名山二ツ岳噴火後の六世紀代に、百メートル級の首長墓が連続的に造営されたのは、上毛野地域のなかでは大室古墳群しかない。そのことは、大室古墳群の被葬者の達成が、同時代の地域内部では最高水準のものであったことを示している。それは、上毛野各地域の全般的な開発に、遅れてきた達成であった。

後二子古墳に後続する時期の首長墓である伊勢山古墳は、大室古墳群の西方へ移動する。周囲に群集墳を伴うので、血縁的には別系統になるかもしれないし、先代までに周辺の可耕地が開田しつくされたので、そのさらなる拡大を議論んだという事情もあったのかもしれない。

但し、伊勢山古墳の内容は、墳丘規模や外部施設、埋葬施設や副葬品など、すべての点で極めて貧弱なものであつて、大室古墳群段階とは比べものにならない程度にまで後退していた。むしろ多田山古墳群で出土した破砕された「唐三彩陶枕」の方が目を引くものとなっている。

「勢多評」の成立する七世紀中葉段階で、「評家（↓郡家）」の関連施設と見られる上西原遺跡（16）の創建建



物が造営されたのは、伊勢山古墳からさらに西の平地部分であった。その当初の正面が西を向いているのも、単なる偶然ではないだろう。

それ以降も、周辺の低湿地が散発的に開発されたが、残されていた開発余地の絶対量が少なかつた可能性もあつて、その段階の成果は、大室古墳群の被葬者たちの達成に及ぶものではなかつた。

開発余地の枯渇が、地域勢力の成長の限界点であつた。大室古墳群の被葬者とその後継者たちによる、爆発的な「開発」の達成によつて、一時的に掌握した可能性もある、上毛野地域内部のイニシアチブ（「国造」職に相当か）も、七世紀代の総社古墳群の被葬者一族に篡奪されてしまったと考えられるのである。その権威の根源は、荒廃した榛名山東南麓の再開発の達成ということになる。

右のような事情によつて、周辺地域の生産力の状態は、古墳時代に一旦飽和状態になり、その後はそれが辛うじて維持される程度で推移した。勢多郡の保有した潜在的な経済力の大きさについて参考になるのは、時代が下るものの「上野国交替実録帳」に記載された「諸郡官舎」項に見える「正倉」の数の多さである。

無論、当該史料上の記載の数の多さは、直接的には「無実」の多さであるから、平安中期の段階での荒廃は、かなり進行していたことになる。しかし、勢多郡の規模（中郡）からすれば非常に多い部類で、上野国内十四群では国府所在郡である群馬郡に次ぐ。全国の類例から見ても多い（17）。そして、その政治的経済的な領域は、恐らく中世大室荘へと引き継がれていくことになった。

その後、一郡単位が荘園になった新田荘（新田郡）や淵名荘（佐位郡）の場合と異なつて、勢多郡は大室荘と大胡荘とに大きく二分された。その間隙に、山上保・細井御厨・青柳御厨などが分立する形（18）になつて、地域としてのまとまりは全く失われたのである。

## 小結

大室古墳群を構成する主要な四基については、古くから国指定史跡に指定され保護されてきていたが、史跡公園の造成と並行して、史跡整備に伴う調査が長い年月をかけて実施され、多くのことが判明した(19)。そのような成果からみれば、本稿で取り上げた内容は非常に微々たるものであり、また屋上屋を架す類のものである。一方、榛名山東南麓地域は、二ツ岳の噴火以前には地形条件の良さに支えられて、広大な優良農地を擁していたのである。右の事例に匹敵するような近隣の情勢や、同じ地域での火山災害後の動向が、さらに気になるところである。

少なくとも隣接諸地域の中では、地形の起伏が激しい勢多郡地域は、群馬郡地域と同等の条件が、到底確保できなかったはずである。敢えてそこを、大がかりに開発しなければならなかったところに、大室古墳群等を造営した首長一族のジレンマがあったのではないか。

## 注

(1) この点に関しては、能登健・峰岸純夫編『よみがえる中世』五 浅間火山灰と中世の東国(平凡社、一九八九年)に集約的な成果が見られるほか、同書に寄稿した各執筆者の論考が、先行研究として多数ある。到底すべてを掲げられないが、同書所載の「参考文献」等参照。

(2) 最近の成果では、関俊明『浅間山大噴火の爪痕』(新泉社、二〇一〇年)。

(3) 早田勉「古墳時代におこった榛名山二ツ岳の噴火」(新井房夫編『火山灰考古学』古今書院、一九八九年所収)。

以下、本文中の叙述は同論文による。

(4) (財) 群馬県埋蔵文化財調査事業団『同道遺跡』(一九八三年)。また、斉藤英敏「水田区画規模と牛馬耕」(財) 群馬県埋蔵文化財調査事業団『研究紀要』一七、一九九九年)、同「小区画水田・極小区画水田の構造」(財) 群馬県埋蔵文化財調査事業団『研究紀要』一九、二〇〇一年)等。

(5) たとえば木村茂光「大開墾時代の開発」(『技術の社会史』一、有斐閣、一九八二年)

(6) 拙稿「大宝令制定前後の地域編成政策」(『地方史研究』二〇一号、一九八六年)。

(7) 若狭徹『古墳時代水利社会の研究』(学生社、二〇〇七年)。

(8) 以下、本文中の古墳の編年観については、右島和夫・徳江秀夫・南雲芳昭「上野」(石野博信『全国古墳編年集成』学生社、一九九五年所収)に基づいている。

(9) 拙稿「『緑野屯倉』について」(『群馬文化』二八九号、二〇〇七年)。

(10) 前原照子・浜田博一・前原豊「前橋市柳久保水田址出土の特殊遺物」(『群馬文化』二〇五号、一九八六年)、前原豊・関口功一「前橋市柳久保遺跡出土の『田部』の墨書のある土器」(『古代文化』四二巻二号、一九八八年)。

(11) 拙稿「東山道『駅路』の成立」(『交流の地域史』雄山閣出版、二〇〇五年所収)。

(12) 拙稿「上毛野氏の基本的性格をめぐって」(『東国の古代氏族』岩田書院、二〇〇七年所収)。

(13) (財) 群馬県埋蔵文化財調査事業団『多田山古墳群』古墳時代編(二〇〇四年)。

(14) (財) 群馬県埋蔵文化財調査事業団『女堀』(一九八四年)。

(15) 拙稿「前橋低地の開発をめぐる二・三の憶説」(『群馬歴史民俗』三十二号、二〇一一年)。

(16) 群馬県教育委員会『上西原遺跡』(一九九九年)。また、松田猛「群馬県における文字瓦と墨書土器」(『信濃』三十八巻十一号、一九八六年)。

(17) 拙稿「史料からみた『院』について」(前掲注(16)報告書所収)。

(18) 竹内理三編『荘園分布図』上巻(吉川弘文館、一九七四年)参照。

(19) 最近の成果としては、前原豊『東国大豪族の威勢・大室古墳群(群馬)』(新泉社、二〇〇九年)参照。

(20) 前橋市文京町を中心に所在する「女溝」については、前原豊・秋池武・飯島義雄「利根川からの引水遺構である『女溝』の意義」(『群馬文化』二六六号、二〇〇一年)。この論文で古代の用水路「女溝」は、平安時代以前の成立が確認され、断定は避けられているものの、古墳時代の所産である可能性が示唆されている。

## 第五章 「甘良（カムラ）ミヤケ」と貫前神社

はじめに

七世紀後半の上毛野地域にあって、カムラ評は最大の地域的実体であった。

国家的な政権が、ヤマトを中核とした近畿地方に定着し、西方からの情報に、上毛野地域で最も早く接することができるという地理的特色があった。ほぼ鏑川流域全体を網羅しただけでなく、北は碓氷（日）川右岸まで広がっていたらしく、南は緑野屯倉の後身である緑野評とも接していた。

これを「広域カムラ評」と仮称しておきたい。そのことは、六世紀前後の榛名山二ツ岳の噴火によって壊滅した、「車評」地域との政治的關係の下で発生した現象であった可能性がある。そして榛名山の火山災害からの復興の努力が継続された六〜七世紀代に増大したその影響力は、その後も地域の政治情勢に少なからず投影されていた可能性がある。

問題なのは、榛名山の火山災害後に、上毛野地域内部での相対的な影響力を増していった可能性の高い鏑川流域地域であったが、そのような影響力が中央の諸政策の実施のたびに、徐々に通減させられていったことである。同時代の地域支配の拠点であり、上毛野地域に限っては荒廃した地域の復興をも担ったであろう政治組織は、ミヤケであったと思われる。鏑川流域地域のミヤケとその変遷について考えてたい。

## 1、タゴ郡オホヤケ郷

後述するように、和銅四年に設置された多胡郡は、当初「織裳・韓級・八田・大家（以上、甘楽郡）・武美（緑野郡）・山部（片岡郡）」の六里で構成されていたが、三郡から一郡を設置させるといふ形の立郡は、全国的に見ても非常に例外的である。そしてその構成要素の大半は、鑄川流域に展開していた甘楽郡から編入された里であったといふのも意味ある偏りになる。

多胡郡の位置は、上野国の西南部で北の片岡郡・南の緑野郡・西の甘楽郡と接している。北の観音山丘陵・南の河岸段丘の間を東流する鑄川と、北西から流下する烏川との合流点付近に展開する。武美郷と大家郷との境界に土合川が北に向かつて流下するが、その部分は中位段丘の段丘崖とも重複しており、かなり急峻な地形となっている。その北方に僅かに認められる低位段丘面が小字「石神（上）」であり、そこには物部系の要素の残存が見られる。その南部の中位段丘面を中心に、「大家」里は展開していたと見られる。南面する中位段丘面の東斜面で入野中学校の入り口付近に、「大家」里と「武美」里の境界付近に設置され、それぞれから一文字ずつとって神社名としたと伝承する「大武神社」が鎮座するからである。

通説では、多胡碑付近に「三角（ミカド）」の地名が残存することから、これが「公（オホヤケ）郷」に意通し、郡家の所在地と考えられている（1）。しかし、すべてのオホヤケ郷が郡家所在地であるわけではない。むしろ前代のミヤケの所在地であった場合の方が多い。上野国多胡郡の場合が、この例外であったという明らかな根拠があるわけでもない。

多胡郡の古代の景観復元（2）を試みるならば、『倭名類聚抄』郷名については西から順に「織裳（折茂）↓韓級（辛科）↓八田（矢田）↓大家↓武美↓山部（山名）」と配列されていたと見られる。それぞれの境界は明瞭ではな

いが、東に流下する鑄川に合流する各小河川が、自然的境界の役割を果たしていたとみられる。中位河岸段丘を中心に各時代の集落や墓地が展開し、下位段丘面でも条件の良い平坦面に、生産域（条里水田）が広がっていた。下位段丘面で条件の悪い縁辺部は、墓地・集落となっていた。

条里型の水田は、現在の吉井町市街地の西北方にある通称「長根田圃」の面積が広い。この部分の下位段丘面は、鑄川流域の中でも最も幅が広く、多胡郡の中心地点になるだろう。多胡碑も、現状では下位段丘面の段丘崖に沿って鑄川が南に大きく変流する部分の北端近くに立地している。

辛科神社と大字矢田の乗る中位段丘面を分かつのは、南北方向にのびる大字多胡の谷である。大字多胡は、右の地点の南端で、中位段丘の段丘崖を背負う形に位置する。その大字多胡を挟む形の段丘崖斜面の両側に、鑄川流域でも最大規模になると見られる群集墳が所在する。所在地名によって、西側を神保古墳群・東側を多胡古墳群と呼んでいるが、これらは本来一体のものとなるだろう。この古墳群には、明確な前方後円墳Ⅱ首長墓は認められず、大半が横穴式石室を内蔵する小規模な円墳である。恐らく六世紀後半以降に急激に形成されはじめ、半世紀程度の短期間のうちに現在の規模に至ったと考えられる。

一方大字多胡には、谷口に近い平地部分に小字「口伝（くでん）」がある。同じ鑄川流域の富岡市曾木には「九田」があるが、これらは前橋市などに類例のある「公田」に通じるだろう。同じく前橋市・伊勢崎市の「国領」、安中市「国衙」などと同様に「国衙領」の単位を示す可能性がある（3）。国衙領の設定の前提には、在庁官人などを輩出するような、国府と親和関係のある在地勢力が必要であった。上野国の場合そのような勢力は、西上野を中心に特定・特殊な場所にしか居住していなかった。多胡郡が国主導の公的契機で立郡されたことの証左になるとともに、郡内の中心地を示唆するものである可能性がある。

「上野国交替実録帳」諸郡官舎項を参照すると、多胡郡内にも各種の施設に伴う建物が建ち並んでいた地点の存在が想定できる。郷名の当否と関わりなく多胡碑付近には、そのような公的施設があった可能性がある。官衙の門前に法令告知の意図で多胡碑が建立されたというような背景があったかもしれない。

この付近の条里型水田は、吉井町の市街地の北方の水田可耕地を網羅している。その分布を仔細に観察すると、現在上信電気鉄道の軌道の通過する東西方向の大きな畦畔を境に、北方と南方との間で不整合があるのがわかる。上信電鉄は、かなりの部分で条里の余剰帯的な空地を利用して敷設された。同様な畦畔は、鑄川流域の下位段丘面を貫く形で断続している。

同様に、南北方向の畦畔によって、その東方と西方とに不整合が発生している場合が幾つかある。吉井町の該当地点に関しては、県道七一号線や県道一七一号線のラインがこれに相当する。県道七一号線と東西方向の下仁田街道旧道とが小字川内で交差するが、その北東隅が吉井郵便局になる。その建設に先立つ調査に際して、規則的に配列された瓦を伴う掘立柱建物が検出されている。調査面積が狭いこともあり、方形区画を形成していたかどうかは未確認だが、多胡郡衙を構成する施設の一部になるのではないか。

東西に長く展開する鑄川流域は、地形的な制約もあって地域的なまとまりは強い。但し、全体を支配するにはその拠点の設定位置が問題になる。広域を一元的に支配していた可能性もあるが、鑄川の谷の最深部（富岡市一ノ宮）・谷の出口近く（吉井町多胡）の少なくとも二箇所は拠点的な地点があったのではないか。更に言えば、古式の天王塚古墳や流域最大の前方後円墳である笹森稻荷山古墳のある中間点の甘楽町付近から拡散する形で、それらの拠点が相次いで設定されたかもしれない。



## 2、「カムラのミヤケ」の推定地

上毛野地域の構成要素としての鐮川流域の最大の特色は、その流域全体の水田可耕地が悉皆的に条里型土地区画を施行されていたこと（4）であろう。現地表の地割を、古代の「条里制」と直結させて考えることはできないが、ある段階以降かなり安定的な耕地であったことは間違いない。そしてそのような方格地割は、一定の地域開発の基準線に基づいて施行されていた可能性がある。

東西に細長い鐮川流域であるが、谷奥部の重要地点とみられるのが富岡市一ノ宮の貫前神社付近である。鐮川右岸に、複数の前方後円墳を中核とする一ノ宮古墳群が所在し、本宿郷土遺跡では大規模な集落遺跡のなかに同時期の豪族居館跡も確認されている（5）。部分的な調査のため詳細は不明だが、上毛野地域では堀の法面を石積で被覆するのが確認されているのは、現在までのところ高崎市三ツ寺I遺跡の豪族居館とここだけである。

上野国一宮でもある貫前神社は、経津主命を主たる祭神とし、鐮川と高田川の分岐点に位置する。信濃国側の通交で見れば、鐮川筋は佐久地域・高田川筋は小県地域に連なる交通路になる。物部系の流れは佐久平から連なるものであろう。信濃国府が小県郡であっても、移転後の筑摩郡であっても、関東平野方面に出て行くためには、必ず通過しなければならない可能性のある地点であった。

そして、右の本宿郷土遺跡を眼下に望む、東西方向の低丘陵上を乗り越える形で参道が敷設されている。貫前神社の社殿は、丘陵の頂部から北側への下り階段によって下った先に形成される、極めて特異な建物配置を示していることに注目したい。その方面には、妙義山を経て碓氷峠方面へとつながる高田川の谷が位置する。圃場整備に先立つ近年の調査によって、その谷や丘陵地形を横断する形の、碓氷川の谷と連絡する古代の直線的交通路が確認されるに至っている。同時代の一方の起点は、貫前神社付近にあるらしい。いずれにしても、古代を通じて交通上の重要地点で

あることだけは疑いがない。

貫前神社の北側を北西く南東に流下する高田川は、その氾濫原がかなりの密度で水田化されている。そして、典型的な条里地割が展開する谷幅がないにも拘わらず、微妙な流路の変化に応じて地割の単位が変化する傾向がある。上流の妙義神社の直下付近まで認められるその単位は、各耕地の所属を示す可能性がある。

貫前神社の北側に分布する地割は、一部に条里型を含み正方位を示す。以東の鑄川の下位段丘面に、広域条里と考えるべき密度で地割が設定されているのを考えると、耕地の再編成の基準線の一つがこの付近にあるらしい。そのような視点で観察すると、貫前神社の北側の高田川に関係する形で「御田頭」・「犬飼橋」(6)・「矢田」などの小字名が確認できる。かつて物部系のミヤケがこの付近に所在し、そのような要素を核に貫前神社が鎮座することになったのではないか。

ある段階の政治的・経済的な中心地としての各地のミヤケは、それに関わる地方豪族が中央勢力と親密な関係がある場合には、人的には「郡司」に任命され、施設的には「郡衙」に継承されてゆくとみられる。しかし、「カムラのミヤケ」は神社になり、「セタのミヤケ」は寺院(上西原遺跡)に改変されていった。その前提となる関連氏族はどうなっていたのか。

甘良評↓甘楽郡については、各時代の鑄川流域全体を通じて物部氏の存在が目立つが、八世紀中葉には壬生氏が郡司大領となっており、「良吏」として褒賞されていた(7)。後に一宮に位置づけられるほどであるから、貫前神社は地域の信仰を代表する存在であったとみられるが、鋭く対立する程ではないまでも、国分寺に代表される鎮護国家の仏教とは、相容れない要素があったのかもしれない。

同時期の勢多評↓勢多郡については、上野国分寺建立に協力した上毛野朝臣氏が褒賞されたが、その段階では郡司

小領であった。同時期に同様の褒賞を受けた碓氷郡方面の石上部君（↓上毛野坂本朝臣）氏と比較すると、記事の頻度はかなり低く低調な印象である。上毛野氏には、赤城山に対する「山岳信仰」が想定されているが、上毛野地域各地に所在する「巨石祭祀」もまた、神仏習合とは別の脈絡で鎮護国家の仏教への信仰心との両立を求められる厳しい対応があつた可能性がある（8）。

廃止の方針が示された各地のミヤケは、全面的に廃止され荒廃したというよりも、各地域の実情に応じて様々な施設に転用された可能性がある。特に、人的な部分はそのまま持ち越され、官衙的な施設部分についてはオホヤケとして全面的に改装されて残存したのではないか。貫前神社とその周辺の様相などから、そのように考えられると思われるのである。

### 3、「上野国府」設定と甘良郡

七世紀中葉以降の一連の中央の政治改革に伴って、地方でも支配構造の再編成が進められた。各地に分散傾向にあったミヤケは、原則として制度上一律廃止され、既得権のあつた親和的な地方豪族の本拠地を中心に、「国府」として各種機能が統合された。

上野国府は、『和名類聚抄』国郡部に「国府在群馬郡」とあるように群馬郡内に設置された。七世紀段階の上毛野地域で最も有力な総社古墳群の造営主体の根拠地付近に設置されたのである。転移の可能性も絶無ではないが、基本的には現在想定されているような位置（前橋市西部）に、廃絶段階まで継続して所在していたと考えられる。

「上野国交替実録帳」によって知られる上野国府の基本的な構成は、

- ・各種官衙の集合体であり、国司が政務を執る「国庁院」や宿舍である「国司館」を中心に、営繕・給食（竈家）の施設を含む「大衆院」や「厩家」などが建ち並んでいた。
- ・官衙域を取り囲む形で、各種什器や税物などを収納するための多数の「倉庫」が付属した。
- ・吏員の再生産のための「国学（学校院）」も隣接地に設置された。そこには国博士以下の関係者が常駐したとみられるが、制度の変遷のなかで国によっては改廃が繰り返されることになった。上野国の場合には、一時期廃止されて在籍していたはずの学生は、武蔵国学の監督下に入ったと思われる（9）。
- ・国医師等の常駐する施設もあったと見られる。
- ・国内に複数あったとみられる「軍団」も隣接して設置されていた場合が多い。
- ・中央との相互の情報伝達の便宜のため、幹線道路としての「駅路」に隣接した。
- ・国府近辺には税物の売買のための「市」なども開設された。
- ・後発する「国分寺（僧寺・尼寺）」も、国府近傍に建立されることが多かったが、当初は国府内部に包摂されていた「国師院」も、国分寺建立の本格化の下で、衛星的に国分寺建設地付近に移設された（10）。
- ・「倉院」内に集約されていた倉庫は、収納の便宜や火災や天災などによって全滅する危険を回避するために、国府所在郡に「正倉院」として分置されることになった。

こうして形成された国府の景観は、恐らく短期間に達成できたものではなく、中央の命令が下達される度に長期間に亘って整備・拡充されていったとみられる。先行する施設を転用することが可能であれば、少なくとも当初の負担

は軽減されたであろうが、上野国府の場合はどうだったのであろうか。天災や事故、政策の転換によって改廃され建て替えられる施設も少なくなかったと思われる。

上野国東部を中心に確認されている「東山道」とされる東西方向の大規模な道路状遺構と連続する遺構は、想定される群馬郡域でもかなり南側を通過する形になっている。これは群馬郡と片岡郡とに関する人為的境界になる可能性があると考ええる。そして、これに交差する南北方向の地割は、倉賀野町付近から国府方向に伸びている。この地域編成の基準と見られる直線的な地割の北端付近に、上野国府は占地するのである(11)。

国府政庁院推定地の北方には、牛池川を挟んで「放光寺」が先行する施設として存在した。放光寺は、関東地方でも最初期に出現した本格的な寺院である。多量の塑像や壁画断片が出土しており、法隆寺クラスの内容が想定されるという。関東地方最有力の終末期古墳からなる総社古墳群の被葬者一族が造営した施設として相応しい。恐らく周囲には、「大衆院」を始めとする衛星的な運営施設が配置されていた。放光寺自体は、前代の「豪族居館」を改造したものであり、隣接する「評家」を拡充して「国府」としたとする説があるが、現在調査中の各時代の遺構への調査が俟たれるところである。

いずれにしても、最大にして最有力と見られるカムラ評ではなく、クルマ評に国府が設定され、カムラ評寄りに設置されていた道路を始めとする諸施設が、国府所在地方面に徐々に集約される形になった。行政区分の上でも多胡郡が分立したことにより、甘良郡は上野国内最大の郡ではなくなったのである。

## 小結

ヤマト勢力の、直接的支配領域の拡大とともに整備が進められ、詳細に把握されるようになった上毛野地域の五

六世紀であったが、大きな方針転換を余儀なくされたのは、榛名山二ツ岳の二度に亘る大噴火という予定外のできごとによってであった。結果として、大規模な開発の条件に恵まれた榛名山東南麓の開発が停顿し、その周囲の地域の新規開発が積極的進められることになった。その大きな中心が鐮川流域であり、やや条件に恵まれない赤城山南麓であつたらう。

特に鐮川流域は、古くより畿内方面からの重要な交通路が通過していた。鐮川の下位段丘面は適度な傾斜があり、当時の技術水準に合致した規模をもっていた。多くの小河川が、東流する鐮川に直角に近い角度で合流する地理的構造は、人工的改良が少なく済む自然の用水網となつて、開田の便宜となつた。そのような造成に投入できる人口が、一時的にはあつても、榛名山東南麓方面から流入したのではないか。そして、複数のミヤケが設置され、開發行爲を推進した可能性が高かつたと考える。

注

- (1) 尾崎喜左雄「上野三碑と那須国造碑」(『上野三碑の研究』、一九八〇年所収)。
- (2) 拙著『上毛野の古代農業景観』(岩田書院、二〇一二年)。
- (3) 久保田順一「西上野における公領・荘園と在地領主」(『群馬文化』二〇九号、一九八七年)。
- (4) 拙稿「鐮川流域の条里的地割」(『条里制研究』二号、一九八六年)。
- (5) 富岡市文化財保護協会『本宿・郷土遺跡発掘調査報告書』(一九八一年)。
- (6) 黛弘道「犬養氏および犬養部の研究」(『律令国家成立史の研究』吉川弘文館、一九八二年所収)。
- (7) 亀田隆之「良吏政治」(『日本古代制度史論』吉川弘文館、一九八〇年所収)。

- (8) 拙稿「巨石祭祀の原風景」(『東国史論』二〇号、二〇〇五年)。
- (9) 拙稿「古代の教育施設について」(『群馬歴史民俗』二二号、二〇〇一年)。
- (10) 桜岡正信・関口功一「古代寺院の付属施設に関する一考察」(『群馬考古学手帳』十一、二〇〇一年)、桜岡正信・関口功一「上野国分寺『東院』について」(『群馬考古学手帳』一三、二〇〇三年)。
- (11) 拙稿「東山道『駅路』の成立」(地方史研究協議会編『交流の地域史』雄山閣、二〇〇五年所収)。

## 第六章 「佐野三家」の意義

はじめに

『日本書紀』に見える「緑野屯倉」と同様に、その存在が確実なのが「佐野三家」である。地方のミヤケで具体的な名称が判明すること自体が極めて例外的であろう。

「佐野三家」とは、山上碑に見える名称であり、類似した脈絡の上に建立された「金井沢碑」の「三家子孫」とされる文言も、何らかの形でこれに関係するものである(1)。七世紀中葉の一連の政治改革に伴う「ミヤケの廃止」によって、政治制度としての各地のミヤケは、消滅を余儀なくされたはずである。にもかかわらず「佐野三家」の名称は存続し、ミヤケの人的結合も強固に残存し続けていたのである。上毛野地域におけるその意味について、少しく考えてみたい。

### 1、八幡古墳群の消長

『倭名類聚抄』郷名(若田・多胡・高渠・佐没・長野・山部)の分布などからすると、古代の片岡郡は烏川両岸に細長く展開していたと考えられる。烏川右岸地域については、西から観音山丘陵が迫っており、開けた水田可耕地などはほとんど存在しなかった。丘陵地の中腹や上面の平坦地は集落や墓域として住み分けられていた。集落等の密度は高く、高崎市豊岡地区に郡内でも最有力の遺跡が集中し、もし「片岡郡衙」があるとするれば、烏川と碓氷川に挟ま



れた豊岡地区となる可能性が高い。「上野国交替実録帳」にも「豊岡郡」なる表記が見えるほどである。

一方、鳥川左岸地域については、古い段階の榛名山の泥流や榛名白川の扇状地などによつて構成される。その上面は概ね平らで、群馬郡方面へと平坦地がつらなるが、後述するようにそのかなりの部分に条里型土地区画が施行されていた。

五世紀中葉―上並榎稻荷山古墳（舟形石棺）

←

五世紀末―平塚古墳（舟形石棺）

←

六世紀初―築瀬二子塚古墳（横穴式石室）

←

六世紀中葉―八幡二子塚古墳（横穴式石室？）

←

六世紀末―八幡観音塚古墳（横穴式石室）

その後、片岡郡に隣接する碓氷郡の郡領級の氏族として、石上部君氏が知られるようになる（2）。北に隣接する吾妻郡でも郡領を務めているので、①吾妻郡から碓氷郡へ進出したのか、②碓氷郡から吾妻郡へ進出したのか、③全く別の地域から移住してきたのかは微妙である。石上部君氏は、国分寺の創建に協力して叙位に与るなど、国家的政

策に協力的であった。碓氷郡に関しては、東山道「駅路」の路線決定に際し坂本駅を設置し、その誘致に熱心であったこともポイントになっている。吾妻郡には白鳳期創建とされる金井廃寺が所在するが、その前提は寺院造営のノウハウのある氏族の存在になるだろう。上毛野地域で白鳳期以前の瓦窯を操業していたのは、粘土や薪炭といった原料の関係で、碓氷郡地域と新田郡地域であった。

石上部君氏は、交通路で密接につながった「吾妻郡―片岡郡―碓氷郡」の広域地域に勢力を扶植していた可能性がある。その勢力範囲は、南半部で広域甘良評に勢力を持っていた物部君氏や磯部君氏などと競合するものであった。結果から言えば、少なくとも東山道「駅路」の招致という面で、石上部君氏の政治的引力が勝ったようである。最終的に「駅路」が設定されたのは、前代の有力な交通路が通過していた鑄川流域ではなく、碓氷川流域に決定されたからである。その路線決定を承ける形で、東山道所属の武蔵国は、東海道へと所属替えになったのである。そこには、石上部君氏の関係者であることが明らかかな上毛野坂本朝臣男嶋の、中央政界での影響力が見え隠れする(2)。

そのように見た場合、この付近で改めて注意される位置を占めているのが、最大規模の前方後円墳である上並榎稲荷山古墳の存在である。同古墳は、碓氷川との合流点に近い烏川左岸の水田中にかけて存在した。楯型の周堀を伴う全長一二〇m、高さ八mの規模を持ち、舟形石棺を内蔵していた。水田中の微高地に立地するが、墳丘規模では丘陵上に連なる八幡古墳群を凌駕する。

この上並榎稲荷山古墳の被葬者が、先行なり並行なりの形で八幡古墳群の首長墓系列に関わる存在であったとすれば、同時期の片岡郡周辺の政治的地位は、今日評価されている以上に、相対的に高いものであった可能性がある。その後の群馬郡地域の優位性確立の根源が何であったか問題はあるが、「車評」の領域は、西の「片岡評」・東の「勢多評」・「那波評」の人為的境界に挟まれた、南北に細長い形状を示していた事になる。

烏川左岸には、さらに下流の浅間山古墳を中心とする初期の首長墓から、後期の群集墳までが連続的に集中し、巨大な古墳群を形成していた。これらの古墳群は、その後「車評」に属するのか、「片岡評」に属するのか。いずれにしても、片岡郡の前提になるものは、地域の歴史全般を通じて群馬郡の西隅に押しやられて、等閑に付されていてよい地域ではなかったと考える。

## 2、片岡郡の条里型土地区画

片岡郡では、烏川と碓氷川の間及び烏川左岸に条里型土地区画が広く展開している。後者にあつては、前橋台地上の広域条里との連続性が問題になるが、どこかで郡域を越える形になるので、現状の景観だけから単純に広域条里とのみ評価を下すことはできない。しかし広大な平坦地は、上毛野の最初期の大規模開発の対象地のひとつであつたという点で特に注目される。

右の水田地帯は、北は榛名山から流下する白川等の河川、西は烏川・碓氷川によって形成された、南東方向に緩やかに傾斜する扇状地状地形の扇端部湧水帯に造成される。この地形の基盤は、起源の古い榛名山泥流で現在井野川の流下する位置を北端とし、連続的な崖線を形成する。現状で烏川流域及び碓氷川流域の谷部で条里型の土地区画の広がりが見られないのは、前橋低地帯の下段と同様に最下層の氾濫原に相当するためであろう。

烏川左岸の条里型土地区画の実態に関していえば、上流部では現在の長野堰の左岸側を中心に展開している。長野堰右岸から烏川の自然堤防の間は、多数の水路が流下して開田化されているが、倉賀野町西側まで条里型の土地区画は設定されていない。長野堰の掘削時期が何時まで遡及するのも問題だが、その掘削後に地割が施行された可能性がある。

この周辺の一連の条里型土地区画の標高上の上限は、概ね県道10号線（通称、県道前橋安中線）付近で、それよりも高い標高では傾斜も急になり、榛名山の火山災害の影響もあって、その起源が比較的新しいものが多いようである。無論、現地表で確認できない地下遺構についてはこの限りでない。

一連の条里型土地区画の西端に最上流に位置する上並榎稻荷山古墳は、右の長野堰の左岸に位置するが、低地部分に取り残された形の自然堤防残丘を整形して築造されている。周堀外の前方部前面と後円部前面とにその残骸が遺されている。周堀の外側には周庭帯かと見られる地割も付帯するが、右の自然地形の残骸部分に遮られて全周はしない。全周した場合の上並榎稻荷山古墳の兆域は、二坪分程度の大きさになる。

そこで改めて注意されるのは、上並榎稻荷山古墳の周辺の地割である。その東側には正方位の条里型土地区画が広く展開しているが、上並榎稻荷山古墳の周囲四坪分ほどの範囲で方位を異にする地割が認められる。その方位は等高線に平行するものと直交するのとである。上並榎稻荷山古墳の主軸方位は、等高線と直交しており、こうした地割と関係しそうなのが「東山道『駅路』国府ルート」（以下、「国府ルート」と略す）とされるものである。

「国府ルート」は、八幡古墳群の丘陵を越えて烏川を渡河し、国府方面へ向かう走行を持っている。烏川の渡河地点は、高崎市剣崎町と金井淵町の境界線と、同下小埜町と我峰町の境界線をつないだ線とほぼ一致する。道路の地割が今日の行政区分にも反映されたものと思われる。走行は直線的であるが、地形によって障害物を避けたり微妙に屈曲していたりするので、厳密な直線ではない。

この路線は、これまで条里地帯を斜行すると紹介されている（3）が、基本的には等高線に平行に造営されたものになるだろう。地形を無視した直線道路のような無駄が排除されているので、より後発するのは明らかである。また、復員五〇六メートルという幅員も『延喜式』中路の規格に近い。先述のように、長野堰までの区間は基本的に条里型

の土地区画がない。長野堰以東についても、上並榎町付近のような整った整った条里型の地割は少なく、地形に応じて変形している。榛名山方面からの小河川沿いの低地部分は水田化されているが、標高が上昇するほど自然堤防（ないし丘陵）の幅が広がり、水田の割合は低くなってくる。そのような雑多な地形（水田適地ではない）の間を緩くカーブしながら上野国府方面へと伸びているのである。

一方、碓氷川左岸の条里型土地区画について、南北方向の区画は比較的距離が短く明瞭で、条里型地割を認定できるが、東西方向の区画線は比較的距離が長いこともあって、全体として歪み・曲がりが目立ち、個々の方格地割の明瞭さに欠ける。段丘を背負い標高の高い北側の地割が比較的明瞭で、碓氷川に近い低地部分の地割は不明瞭である。傾斜地での造成に発生しやすい現象だが、坪内部の畦畔は東西方向の長地型傾向にあり、運用上はあまり大きな問題にはなっていないのかもしれない。

丘陵上の首長墓系列を示す三基の前方後円墳について、主軸方向はほぼ揃っているが、平塚古墳と八幡二子塚古墳が段丘南端に近く並列し、眼下に水田可耕地が望めるような立地なのに対し、八幡観音塚古墳は段丘中央部に立地する。東に流下する浅い開析谷がY字型に合流する位置に設計されているが、周堀南辺は低地にかかり十分な深さを確保していないかもしれない。中小の群集墳は、その大半が八幡観音塚古墳の北の谷より北側ないし南側に集中し、墓域の設定に階層差のようなものが意識されていた可能性を示す。そして、前述の「国府ルート」がこの首長墓系列の間を縫うように通過しているのが象徴的である。首長墓系列の子孫（石上部君氏か？）が、祖先顕彰の意味でこのようなルートを設定したのではなからうか。

なお、烏川右岸については幅も狭く河道の痕跡が目立ち、まとまった条里型土地区画を検出しにくいのが、群集墳の立地する微高地や丘陵斜面に面する低地部分には、それなりの面積の可耕地があるので、区画の有無に拘わらず水田

として利用されていたことは疑いない。烏川右岸に連続する少林山台古墳群、乗附古墳群、三島塚古墳、小祝神社周辺、鶴辺古墳群、鏑川流域の山名古墳群周辺の低地の水田可耕地は、そのような面で注意されるであろう。

片岡郡全体の条里型土地区画に関しては、井野川による北西部の開発に始まり、烏川・碓氷川の自然境界に規定される形で展開して一体の地域を形成していた。現在の井野川は、基本的には北西から南東方向へ流下しているが、細部では非常に蛇行しており、結果として条里型土地区画となじまない大きな自然堤防を伴っている。しかし、この周辺の開発の重要な起点であった元島名將軍塚古墳に接するように、直線的で人工的な水路遺構・揚水のための貯水遺構が伴っている。

右の水路跡については、矢島町と元島名町の井野川左岸に直線的に連なる。その上流部分はやや不明確だが、染谷川に接続するようである。下流部分は、綿貫古墳群付近まで続く。この水路が同時期に機能していたとすれば、旧利根川と風呂川と染谷川と井野川という、前橋台地を縦断する巨大な水路遺構ということになる。その政治的・経済的な意味は、同時代の日本全体で見ても甚大ということになるだろう。

烏川左岸の片岡郡域の農業の安定的経営に当たっては、井野川の南を東流する長野堰（それに先行する水路）の意味も大きい。上並榎稻荷山古墳の西側隣接地に、自然堤防を削る形で、その古い段階の水路跡と見られる地割も認められる。その水路跡は、以東の条里型水田の開田に当たって大きな役割を果たしたのではないか。その開発を主導したのが上並榎稻荷山古墳の被葬者ということになる。

### 3、上毛野片岡評と大和葛城県との関係

片岡郡は、大和国北西部の「葛木地域（忍海郡・葛上郡・葛下郡・広瀬郡）」との共通性が見られることについて

は、既に指摘がある(4)。葛上郡・葛下郡は、七世紀以前には大和六県のひとつである葛城県の伝統を引く評であり、その「上・下」分割と前後して、忍海郡・広瀬郡も分立したものとされる。葛城県周辺は、七世紀代には葛城氏の旧領を継承した敏達天皇系の王族勢力の基盤であったとされ、南端の忍海郡には「王宮」があった。また、北端に近い大和川と各河川との合流点では、国家的祭祀のひとつである「広瀬祭」を執行する重要拠点であった。

地理的な状況として、西側に観音山丘陵を背負い、比較的大型の河川の合流点付近に立地する片岡郡は、西側に二上山から連なる馬見丘陵を背負い、大和川に多数の小河川が合流する大和葛城県付近の景観に似ている。ヤマトから上毛野地域に進出した敏達天皇に連なる勢力の先兵たちは、その類似に驚きながら故郷の地名を割り振っていったのではないか。

「葛城県(↓評)」に関わる地域の構成要素に注目してみる。『倭名類聚抄』郷名は次のようなものである。

忍海郡―津積・園人・中村・来栖

葛上郡―日置・高宮・牟婁・桑原・上鳥・下鳥・大坂・楯原・神戸・余戸

葛下郡―神戸・山直・高額・賀美・蓼田・当麻

広瀬郡―城戸・上倉・下倉・山守・散吉・下勾

地域の再編成に当たって葛城県は、均分に三分されたわけではなく、最も上流に位置する葛上郡が最大で、下流に位置する二郡がほぼ同規模に分割されたようである。郷名レベルでは上野国片岡郡との共通性はほとんど見当たらないが、強いて言えば「山直・山守」が「山部」と類似している。また、「散吉」は「讚岐」であるというが、「佐没」も

「サヌ（キ）」と読むべきなのかもしれない。群馬郡にもまたがつている北部の「長野」も烏川左岸なら、高崎市の中心市街地に分断されながら、南の「佐野」に至る带状の烏川左岸も、現在一般に想定されているより広大な片岡郡の可能性を示す。

この件に関連して、「金井沢碑」には「群馬郡下賛郷高田里」という郷里制下の地名が見えている。そこに「三家子孫」が居住しているというのだが、これは「佐野三家」が分割された後の姿であると理解できるだろう。「上讚（岐）」「下讚（岐）」と分割された「サヌキのミヤケ」は、群馬郡に「下賛（讚岐）郷」|| 下流（南）、片岡郡に「上讚岐郷」|| 上流（北）というふうに分割されたのではないか。

そして、片岡郡は烏川両岸地域に展開していたが、水系・水路に関する知見からは、井野川付近を境に水系が異なることが判明している（5）。このことは、地域の政治的区分に関係している可能性がある。ことによると井野川が自然境界になり、以北が群馬郡・以南が片岡郡であったかもしれない。そのように見た場合、綿貫古墳群や倉賀野古墳群などは、後の片岡郡域に含まれることになる。そうした領域的広がり前提にして、はじめて六〜七世紀の上毛野地域にとって、極めて重要な位置を占めていたと考えられる「佐野三家」の地域史への関与の意味が明らかになってくるだろう。

また葛下郡には、大和川と葛下郡との合流点近くに片岡王寺が所在するが、その通称を「放光寺」という。上毛野地域で「放光寺」といえば、「山上碑」に見える七世紀代創建の古代寺院であり、前橋市に所在する山王麿寺のことである。少なくとも上毛野西部から中部にかけて、葛城県または敏達系王族に関わるヤマト勢力の直接的移植が見られ、それらの人々によって上毛野西部を主舞台に、ヤマト的世界の再構築があったかもしれない。それこそが上毛野地域での存在形態だったのでないか。



そのように考えてよければ、地域内に多数在る古墳群のなかでも、最上流中核地点に所在の観音塚古墳を中核とする八幡古墳群の被葬者集団は、葛城県に近接する馬見古墳群の被葬者たち、ないしその後その場所を領有するようになった敏達系王族と何らかのつながりがあったかもしれない。ヤマト西部のその地点では、その地理的条件から河川統御技術が必要とされた。そのような知識や経験が、烏川とそれに合流する碓氷川をはじめとする諸河川の統御を前提に、今日一般に想定されているよりも広大な「片岡評」を成り立たせていた。そして、その前提には「佐野三家」の存在があつたと考える。

さらに言えば、『日本書紀』大化二年三月壬子条で廃止が取り沙汰されている「皇祖大兄御名入部謂彦人大兄也及其屯倉」が一八一箇所あつたというが、「佐野三家」を含む上毛野地域西部の諸ミヤケもそれに相当する物件だったのではないか。彦人大兄王の墳墓であるという「牧野古墳」は、葛城地域にある唯一の大王級の後期古墳である。敏達系王族の所領の、唯一正統的な後継者としての彦人大兄王の処遇を含め、これらの「屯倉」の処置は容易ならざる事務量になり、結果として積み残しや不十分な場合が、同時代の各地に残されたのではないか。

「佐野三家」に関する地名等考証に関しては、既に「上野三碑」の考察を中心とした尾崎喜左雄による説が提出されている（6）。今後の出土文字資料の検出などに期待する部分は大きいが、大規模開発事業がほぼ終息し、高度経済成長期のような画期的成果が続出するということは考えにくいだろう。新発見ラッシュの時期でさえ「佐野三家」に直接言及できるような資料が検出されることなく今日に至っているからである。

周辺他国がそうであるように、恐らく上毛野地域にあつても、後の各評単位程度の頻度でミヤケは設置されていたであろう。多くの場合それらを改編する形で「ミヤケ↓評↓郡」と順次整備されていったと想定される。そうした原理・原則を破るような特殊な事態が、烏川と鑛川との合流点付近にあつた可能性があると考えるが、そのことを渡来

人の存在だけに単純化して考えると辻褄が合わなくなる。少なくとも、前代からの歴史を引き継ぐ要素と、それが途切れる要素とがあつたろう。大宝律令に基づく政治体制が成立するまでの特殊な政治状況や、それが養老律令による政治体制に変化させられてゆく過程が、中央の地方支配にどのように投影されたのか。末端に行くほどその振幅は大きかった可能性がある。

また榛名山麓は、中世には『倭名類聚抄』郷名を負う長野氏を中核とした氏族結合がみられた。長野氏は、在原氏の後裔ともされるが、石上（部君上毛野坂本朝臣）氏の関係者で、在庁官人などとして上野国衙に出仕していたとも伝えられている。この石上↓長野氏の存在形態は、碓氷川流域の構成要素としての片岡郡の在り方を示唆している。長野氏のウジ名は、片岡郡・群馬郡にまたがる「長野」郷に由来しているだろう。そのような広域をかつて「長野」と称していたものが、ある時期分割された可能性は、造籍に際して賜姓で不遇をかこつたとされる石上部君氏の伝承とも重なってくる。片岡郡内の重要地点が北に偏っていることとともに注意しておく必要があるだろう。

#### 小結

「ミヤケの廃止」は、ミヤケの完全消滅を意味するものではなく、様々な形で次の段階に適合するように読み替えがなされた可能性がある。その解釈と運用とは、地域によってかなり振幅のあるものであつたろうし、影響力の残存の時間幅も様々であつた。

しかし、三世代分にもまたがった記憶（山上碑）と人的結合の残存（金井沢碑）というのは、かなり通例と異なる事態であつたと言えるのではなからうか。そしてそのすぐれて独特な地域的事情が、ほぼ重複する地点に関する和銅四年の多胡郡設置問題へとつながっていくと考える。

注

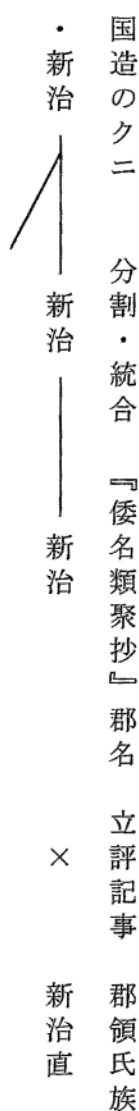
- (1) たとえば勝浦令子「金井沢碑」(『東国石文の古代史』吉川弘文館、一九九九年所収)。
- (2) 拙稿「上毛野坂本朝臣男嶋とその一族」(『東国の古代氏族』岩田書院、二〇〇七年所収)。
- (3) 金坂清則「上野国・下野国」(藤岡謙二郎編『古代日本の交通路』二、大明堂、一九七八年所収)。
- (4) 平林章仁『七世紀の古代史』(白水社、二〇〇二年)。
- (5) 拙著『上毛野の古代農業景觀』(岩田書院、二〇一二年)。
- (6) 尾崎喜左雄『群馬の地名』上・下(煥乎堂、一九七〇年)。

## 第七章 上毛野地域の「郡」の成立

はじめに

日本古代史の分野では、「郡」の成立は多くの識者の重要な関心事のひとつであり、その成果についても枚挙に暇がない(1)。しかし、それらの考察の対象は、特に成立時期の問題に注意が集中している傾向がある。また、史・資料の残存状況に左右されて、かなり限られた地域である場合が多く、全国的にはどの範囲の地域が一般化できるのか、いつ頃から実施されたのか、その実施状況がどの程度徹底したものであったのかという点などで、今日でもなお多くの問題を残していると思われる。

最近では、官都遺跡や各地の官衙遺跡などから発見される、木簡を中心とした豊富な出土文字資料によって、それがかなりの広範囲にわたって、相当徹底した形で実施されていたと考えられるようになってきている。東国地域に関しては、『常陸国風土記』の記述に基づく常陸国の事例がよく知られている(2)。国造の領域を分割して立評したり、単独のままで立評したりして、各地点の状況に応じて実施されていることがわかる。各郡の編成過程について整理すれば次のようになる。





同時代の常陸国の状況を観察すれば、その後も個々の構成郡の規模が大きく、本当に郡の分割が適正になされたとすれば、それ以前の状況の方がかなり特殊であったと推測される。避諱の関係で白壁郡が真壁郡と名称変更を余儀なくされた以外、八世紀以降新たな改編は特に行われていないので、七世紀代の分割・統合は比較的穏当なものであったといえる。

また、国の規模が同等以上で、同じ東国地域にありながら、武蔵国（特に北部）の場合などは、規模の小さな郡が集中している。それぞれの前提になる要素の違い―常陸国にあっては国造級の豪族が複数存在したこと、武蔵国にあ



遅れるだろう。古代の技術水準で開発可能な地域は意外に限られていたのではなからうか。そうした地域を基盤とする有力豪族は、常陸国や武蔵国ほどには林立状態に至らなかつたと思われる。加えて、先述の火山災害のような要素もあつた。

そのような前提に基づいて、古代上野国の「郡」の成立過程について整理すると表2のようになる。和銅四年の多胡郡設置以前の二三郡については、あまり劇的な変化は見られず、恐らく七世紀以前から継続していると見られる。但し、「評」制が史料上確認されているのは「碓日・車・佐為・大荒木」の四例である。八世紀以降の改編も、他地域と比較すると比較的静穏で、十一世紀前半段階までに

① 「群馬郡」が東・西に分割

② 「片岡郡」が「豊岡郡」と名称変更された

程度の小幅な変化に留まっている。以下、これらの要素について順次見てゆきたい。

### 1、大化「東国等国司」の派遣

地域行政区分の実施のなかで、その拠点として律令政府に親和的な勢力の協力により「国府」が設定されたとみるのは、最も一般的な理解であろう。そのことは、地域支配の単位が、国造の「クニ」から律令制的「国・郡」へと変化したことを示す大きなできごとであつたと想像される。東国地域にあつて、各国府の設定を考える際に避けて通れないと思われるのが、大化の東国等国司の派遣である(3)。これをごく地域的に引き寄せて考えれば、一体どのようなことが言えるだろうか。

このことに関する記事は、ほぼ三つの部分から成り立っているが、かなり複雑な内容で、現在までに様々な解釈が

施されている。派遣直後に政績の審査が実施され、大半の関係者が処罰の対象になったというのも、かなりの異常事態であるように思われる。その内容についても諸説あるが、各地に派遣されたのは、概ね次のようにグループ分けされるような人々である。

〔長官〕

〔次官〕

〔主典以下官人〕

〔派遣地域〕

I 穂積臣咋	― 富制臣某・巨勢臣紫檀	―	― ?
II 巨勢徳禰臣	― 朴井連某・押坂連某	― 台直須弥	― ?
III 紀麻利耆陞臣	― 三輪君大口・川辺臣百依	― 川辺臣磯泊・丹比深目・百舌鳥長兄・葛城福草	― 毛野地域
		難波癩龜・犬養五十君・伊岐史麻呂・丹比大眼	
IV 阿曇連某	― 膳部臣百依	― 川辺臣磐管・(川辺臣)	湯麻呂
V 大市連某	― 中臣徳・涯田臣某	―	― 駿河地域
VI 小緑臣某	― 忌部木菓・中臣連正月	―	― ?
VII 丹波臣某	― 羽田臣某・田口臣某	―	― ?
VIII 平群臣某	―	― 越地域	

各グループが派遣された地域に関しては、

(1) 毛野

(2) 相模

(3) 武蔵



(4) 常陸

(5) 総 (安房を含む)

(6) 信濃

(7) 三河

(8) 遠江・駿河 (伊豆を含む)・甲斐

というような八地域とする説が有力なようだが、相互に決定的要素を全く欠くため、具体的にはⅢ (毛野地域)・Ⅴ (駿河地域) の両グループを除いては、推定さえ困難な状態である。Ⅷのように、北陸地域を含めた有力な反対説もあるようである。

(1) ～ (8) の各グループに関しては、養老三(七三)の按察使の分担地域などが参照されているようだが、この時期については、広域的行政区分に関して幾つか確認しておかなければならないことがある。すなわち

① 東山道 (駅路) は、直路として開通していなかった。

② 東海道の武蔵国は、東山道に所属していた (実態的交通手段は海上交通が中心であった可能性が高い)

③ (行政区分自体が未成熟なので) 必ずしも律令制下の国単位を担当したのではなく、地域勢力の単位を担当した可能性がある。

といった点が考慮されるならば、少し異なった地域分けが考えられるのではなからうか。

上毛野地域に派遣された可能性が高いということで、諸説が一致しているⅢグループには「朝倉君・井上君」といった地域の豪族が対応しているが、特に前者が上野国那波郡の郷名「朝倉」に一致する氏族であるとされている。この朝倉君氏は、采女を貢上しているので、ある程度の期間に亘って郡領級の地域勢力であったろう。後者も同程度の

氏族である可能性は高いだろう。東北地方を除く東国地域で「井上」という地名は、甲斐国山梨郡・常陸国行方郡の郷名に見えている。常陸国行方郡には他に有力豪族の存在が知られており、地域等を特定するには至らない。

一方、『常陸国風土記』の立郡記事では、多珂郡条に「(陸奥国)石城国造」の領域が、行方郡条に「(上総国)香取郡」が含まれるなど、必ずしも後の行政区分に拘束されない領域の広がりがあったことが知られる。武蔵国・信濃国などのような、規模も大きな所属郡の多い国も、本来幾つかの要素によって成り立っていたと考えるべきだろう。

なお不確定な要素は少なくないが、地域的な親近制などを考慮して以上を総合すると、

- (1) 遠江・駿河(伊豆を含む)・相模・武蔵南部
- (2) 房総半島から常陸南部(霞ヶ浦を境界にするか)
- (3) 石城地域を含む常陸北部

【以上、後の東海道地域】

- (4) 信濃のなかでも諏訪地域から北陸地方(越後方面)
- (5) 甲斐・信濃のなかでも上田地域から上毛野西部地方
- (6) 上毛野東部から武蔵北部
- (7) 石背地域を含む下毛野地域

【以上、後の東山道地域】

といった地域群が想定できるのではないか。後の行政区分と比較して広すぎると感じるがあるが、按察使の事例などを参照すればその内容が問題で、律令制下の国司のイメージは当てはまらないだろう。なお、各々の国司と派遣地域の対応関係については、現在想定されているように、一部を除き留保せざるを得ない。

そして、この段階でⅢグループに直接対応した氏族として、朝倉君氏の名前が出てきていることに、改めて注意したい(4)。このことは、直接地域勢力の力関係を反映したものではなかったかもしれない。しかし、想定される居住地域の距離や財力などを考慮すれば、国府の設定に当たって、この氏族が大きな役割を果たしていたと考えざるを得ないのでないか。そしてそのことは、国府設置段階の地域の勢力分布を投影するに留まらず、国府設置後には既存の交通体系の変更や、地域の政治・経済の動向にも影響を与えるようになっていった可能性がある。そこでは、地域勢力の利害もあるが、中央政府の意向が関与しており、その意向に沿った形で地域経営が組み立てられるようになっていった場合もあったのではないか。そうした中央政府の意向を必要とした地域と、特に必要としなかった地域とは、分別して考察されなければならないだろう。

## 2、地域差の発生

六世紀段階までの農業技術で開発可能な地点は限られており、そのような場所には巨大古墳が築造されている場合が多い。その後、主として外来の要素によって基本的な農業技術が進歩し、開発可能な場所が増えると、低湿地・高標高の地点や乏水地域など、これまで手の付けられなかったような、条件の悪い場所への進出が試みられ、その付近

に群集墳が遺されることになる。七世紀段階では、そうして拡大した耕地を整理し、統一的な徴税実施への準備が開始される。右の東国等国司の派遣なども、地域に集積されつつあった新たな財の収奪を目指す要素を含んでいたと思われる。

上毛野地域にあっては、先述のように六世紀段階に、榛名山二ツ岳の二度の噴火があったため、それ以前の相対的勢力関係に変動を来した可能性がある。中央部に位置する後の車評（群馬郡）地域は、その直撃を受けた火山災害の激甚地域であった。以東の地域には、程度の差こそあれ何らかの被害があったのに対し、それより西の地域にはあまり影響がなかったと見られる点が浅間山の噴火の場合と異なる。いずれにしても、東国地域の他の諸国と異なつて、関東地方北部—上毛野地域は、古い勢力分布がリセットされたところから、七世紀代が始まったという大きな特色があるといえるだろう。

その結果として次表に見るように、同一国内にあっては中央との結びつきの強さの強弱が発生するようになった。史料の残存状況もあるだろうが、都城の出土文字資料のような場合については、基本的に無作為であろうから、有意味な偏りである可能性は高い。

その点で先ず注意されるのは国府所在郡になるだろう。各国を通覧すると、国府は必ずしも国の中央に位置するわけではなく、ある段階の政治勢力の引力によって、かなり偏った立地を採る傾向がある。複数の有力豪族が存在する場合や、中央政府の政策の関係で、転移する場合さえあるのである。『倭名類聚抄』国郡部の注記などによって知られる国府の移転は、施設の移転なのか、機能の移転なのか、部分なのか全体なのか問題になる。同一地点に、機能の廃絶まで存続し続けたという方が例外に近い。

上毛野地域の場合、利根川右岸地域に重心があり、「上野国府」は群馬郡に設置された。その西側に近接して「国

分二寺」が建造されて官庁街的な景観が形成された。恐らく「群馬郡家」も近接地に設置されたるう。国府南辺に「群馬駅家」が設置され、駅路は西へ延長されて碓氷川流域の谷を目指し、「野尻駅家」に到達した。そこから碓氷川に沿って遡上し、「坂本駅家」に達して碓氷坂を越えることになる。

これらの諸施設の整備には、恐らく八世紀でも後半の時期まで建造期間を要した。なお、「碓氷関」に関しては臨時的な施設であり、既存の施設の読替えなどで対応している可能性もある。

この結果、利根川右岸の各郡を中心に、急激なネットワーク化が進展したと思われる。但し、各郡家をつなぐ「伝路」のようなものが、どの程度整備されていたかは検討の余地がある。各郡家での「伝馬」の維持・管理はあつたかもしれないが、地域での所管の明瞭さに欠ける「伝路」の維持・管理は、必ずしも常備されたものである必要がなかった。場合によっては、書類上以外には存在しなかった可能性もあるという(5)。

律令的諸施設の整備に次いで問題になるのは、次のような諸事象である。

- ① 改賜姓
- ② 「俘囚」郷の存在
- ③ 国分寺瓦の供給
- ④ 条里型土地区画の分布
- ⑤ 郡家正倉の遺存状態

それぞれは時期差のなかで発生し、必ずしも同一の時間軸で語るのが適切でない部分もあるが、順次見てゆきたい。先ず①について、上野国内の地域区分として意味があったとみられる利根川を境界として、六国史の範囲で記事を整理すれば次表のようになる。

表 上野国関係の改賜姓記事

年月日	利根川右岸地域	利根川左岸地域
七〇一(?)	(碓氷) 石上部君登与 (↓上毛野坂本君)	
七五三・一・二二	(碓氷?) 石上部君男嶋 (↓上毛野坂本君)	
七五六・一・一	(甘楽) 物部蟻淵等 (↓物部公)	
七六五・五・八	(多胡?) 新羅人子午足等 (↓吉井連)	
・五・二〇	(甘楽) 磯部牛麻呂等 (↓物部公)	
七六七・三・六	(碓氷) 上毛野坂本公黒益等 (↓朝臣)	(佐位) 檜前公老刀自 (↓上毛野佐位朝臣)
七六九・四・二七	(甘楽) 竹田部荒當・絲井部袁胡等 (↓大伴部)	(邑楽) 小長谷部宇麻呂 (↓大伴部)
八四三・三・八		(新田) 犬養子羊等 (↓丈部臣)
八四七・一〇・一	(那波) 檜前公綱主 (↓上毛野朝臣)	
八七〇・八・一五	(群馬) 壬生公石道 (↓朝臣)	

頻度でいえば、圧倒的に利根川右岸地域に集中しており、そのなかでも八世紀代には甘楽郡・多胡郡の鑄川流域への記事の偏りが特徴的である。時期的には、八世紀半ばと九世紀半ばとに集中している。特に前者にあつては数年の間に相次いで実施されており、関係者は相互監督状態であつたと思われる。新羅人が全体の脈絡にどのような絡むのか不明だが、通説の通り多胡郡に集住していれば、逆に物部氏等在来の氏族との関係が微妙である。氏族名の頻度か

らみれば、地域出身者から選んで、上毛野氏の範囲を拡大・再生させる形の改姓が多い。これらと東北地方出身者の改姓上毛野氏によって、平安期の上毛野氏の大きな部分が構成されることになる(6)。

次に②については、その前提に俘囚の化内地域への分散配置の問題がある(7)。『倭名類聚抄』郷名の段階では、上野国内にあつては碓氷・多胡・緑野の三郡、他国にあつては周防国吉敷郡、播磨国の賀茂・美囊の三郡(夷俘郷)のみで、意外に少ない。このことは、俘囚分置の単位が郷よりも零細な場合が多かつたことを示す。これらのうち、俘囚分置の具体的な様相が判明している播磨国の場合、関連記事も「賀古・印南・飾磨・賀茂・美囊」の東部五郡に集中している。これらのうち賀茂・美囊両郡については「夷俘郷」とも対応している。地縁・血縁によるような本来の人的結びつきを寸断する形で各地に分散させられ、十分な指導者も欠いた形の俘囚の人々は、必ずしも行政の意向に従順でなく、問題行動が少なくなかつた(8)。こうした傾向は、東国地域―上野国西部の治安についても、ほぼ共通の問題になつていたのであろう。

更に③について、窯場の分布に密接に関係している。瓦生産工房は、埴輪生産や須恵器生産からの技術・窯場を下敷きにして、国単位の地域内各地に成立してくるが、少なくとも創建段階にあつては上野国内各地の生産地から郡単位の受注によって供給されていた。平安期の国分寺修造段階にも、複数回の生産があつたと見られるが、特徴的な文字瓦(9)の様相から、多胡郡内の窯から集中的に供給される時期があつたことが知られる。これに類似する要素として製鉄遺構の分布がある(10)が、多くの場合遺跡が山林などに所在して、現在まで十分に調査が進展していないため、こうした生産遺跡の具体的様相については、今後のさらなる調査・検討の蓄積が期待される。また、生活用具としての土器等の器種や組成・胎土などにも、郡単位を上回る程度の範囲の需給関係に基づく地域的特色があるとされ、これまで蓄積されてきている膨大な集落遺跡に関する考古学的調査の成果の、集成的検討が加えられる必要が

あるだろう。

④について、広範囲な発掘調査の進展のなかで、条里制地割の最初の設定時期が九世紀頃という時間軸が明確になってきた(11)。これは、全国的な動向と合致する内容である。また、変形したり微細であったりする地割も拾うと、分布範囲はかなり広がることになる。但し、多額の工事費が必要と思われる広域条里については分布に偏りがあるのは間違いないし、持続の努力が重ねられてきた地点も、同様に一定の傾向がある(12)。

⑤について、近年ようやく郡衙であることが確実な遺跡が確認されるようになってきた(13)。佐位郡家正倉院の一部であることが確実な伊勢崎市三軒屋遺跡では、「上野国交替実録帳」の記載内容と合致する遺構まで確認されている。今後も各地の類例の検出が続くことになるだろうが、現在までのところ上野国衙との関係が長く続いた西部地域の事例が確認されていない。早く荒廃が進んでいたことが明らかで東部地域との比較研究の必要を強く感じるところである。

いずれにしても、各地域の従来の流れに従う形ばかりではなく、逆行するような政策の実施もあった可能性がある。各種の政策の実施が、新たな地域の歴史の展開の出発点となる場合が、しばしば見られたのではなからうか。

### 3、「評」と「郡」

七世紀中葉から八世紀にかけて施行された「評」制は、

①「三十戸」制から「五十戸」制へという基本単位数の変更

②「五十戸」制から「里」制への構成要素の概念の変更

といった微妙な修正を重ねながら、大宝律令の実施と共に「郡」に切り替えられていった。この間に支配領域内部で



の大がかりな「国境」画定事業が実施され、各地に派遣された国宰の主導の下に「国—評—里」という形で一律整理されることになったと思われる。実態はともかく、以後今日に至るまで変更されることがなかった、地域表示法の段階としての「郡」であるが、単なる字面の違いだけであるならば、こうした切り替えの必要はなかったろう。この点について少しく考えてみたい。

『日本書紀』大化二年正月条の改新詔には「凡郡以四十里為大郡、三十里以下四里以上為中郡、三里為小郡」という、「郡」の編成に関わる具体的な数字が知られている。一方、職員令大郡、小郡条には郡司の定員が、戸令定郡条には郡の戸数に基づく等級が各々記されている。国の等級が令文上に明示されないのは大きな違いとなっている。これらを整理すると次表のようになる。変化の画期は史料上明記されないが、都城等の遺跡で多数発見されるようになった七世紀代の木簡等出土文字資料によって、七世紀第三四半期ないし第四四半期に想定することが可能になってきている。

表 「評」から「郡」への変遷

大化二年	大郡	上郡	中郡	下郡	小郡	備考
	四十里 (一二〇〇戸)		三十〜四里 (九〇〇〜一二〇戸)		三里〜 (九〇戸〜)	三十戸一里
	評首・評造 ←		評首・評造 ←		評首・評造 ←	←
	評督—助督		評督—助督		評督—助督	五十戸一里 ←

	(大宝令)					
養老令	二十 <small>〜</small> 十六里	(一〇〇〇 <small>〜</small> 八〇〇戸)	大領一・少領一・主政	三・主帳三	(8)	←
	十五 <small>〜</small> 十二里	( <small>〜</small> 六〇〇戸)	大領一・少領一・主	政二・主帳二	(6)	
	十一 <small>〜</small> 八里	( <small>〜</small> 四〇〇戸)	大領一・少領一・主	政一・主帳一	(4)	←
	七 <small>〜</small> 四里	( <small>〜</small> 二〇〇戸)	大領一・少領一・	主帳一	(3)	←
	三 <small>〜</small> 二里	( <small>〜</small> 一〇〇戸)	領一・主帳一		(2)	←

大化二年段階の「大郡」は、「三十戸一里」で千二百戸相当になるが、一円的な国造の領域にあつては、各地に幾つかずつはあつたと思われる。しかし、『常陸国風土記』に知られるような大がかりな統廃合が実施されるなかで、一部例外を除いて減少した可能性がある。令制下では、常陸国等を除くと、各国国府所在郡を中心に一郡あるかどうかという程度になってしまふ。大郡の所在しない国さえあるほどである。この結果、下限が三割以上も引き下げられることになった。ある意味で、一般的政策の規格外となる行政区分である。

同じく「中郡」は、現実には「化内」の郡の大半を占めるのだが、郡司の絶対数を増加させる意図で、中郡の下に二段階の郡が創設された。国府所在郡などでは、地域の中心として「上郡」が充てられている場合が多い。差別化を図るため、下限が四割ほど引き上げられている。当時の行政能力で円滑に運営することが想定されていたのは、この等級の郡であつたと考える。但し後述するように、社会情勢の複雑化によって、この規模の地域さえ維持できないことになり、東・西・南・北型の分割が実施されるようになるのである。

また「小郡」は、「中郡」の範囲の上方修正によって、上限が僅かに引き上げられている。当初の構想のなかに含まれていなかったのは、国境確定事業によって判明した領域が意外に狭く、今後領域に編入が予想される地域、編入の見込みで努力を継続する境界領域が「辺境」として広範囲に広がっていることに関係しているだろう。陸奥国北部

や越後国北部、大宰府管内の南部地域などがそれに該当する。この等級も、当初の構想のなかでは多数存在すると考えられていなかったのではなからうか。

七世紀後半段階だけで、少なくとも

① 「一五十戸」

←

② 「一評一五十戸」

←

③ 「一国一評一里」

←

という三段階の制度的変遷を見ており、八世紀段階に

④ 「一国一郡一里」

←

⑤ 「一国一郡一郷一里」

←

⑥ 「一国一郡一郷」

という形でそれが試行錯誤的に改良されるのは、直接的支配領域の外側に多くの不確定要素の地域を抱え込んだ律令国家の状態からすれば、避けがたい事態であった。容易な部分から用意された「型」に当てはめてゆこうとすれば、何らかの困難な事情を抱えた部分には調整が必要になってくる。理念はともかく、実態として初期の「廃置国郡」は、

そうした調整に関するものであった可能性がある。

本格的な国家体制の創出に当たり、行政の精密化とそれに伴う事務量の増加から来る閉塞感の発生、それに対処するための行政簡素化が、制度の改変という形で繰り返されることになった。しかし、各地で生活を続ける一般的な民衆にとっては、制度の読替えなどで対処されて翻弄されることはあっても、本質的な部分の改良には及ばなかったのではないか。現在でもそうだが、書類上の区分や名称は現地の人々には一般的ではなく、通称がまかり通り暗黙の了解で物事が進んでゆく場合が多く見られただろう。そのようなものを、全国的な斉一性のある組織や技術へと昇華させてゆく過程が、右にみるような理想の現実化と現実との妥協という相反する要素の統一ということになると考える。

## 小結

平成の大合併によって、「郡」という行政区画は急激に喪失されつつある。律令制的な郡は、平安中期頃という、比較的早い時期に本質的な機能を失いつつも、七世紀半ばの萌芽以来、千年以上もの期間に亘って存続され続けたことになる（14）。二十一世紀の今日に至って、決定的にその機能が失われたということになるだろう。その要因も様々あるだろうが、農業中心の産業構造が変質し、それに伴って社会構成がこれまでと一変したこと、その下部構造としての婚姻形態とか家族などが変わったこと、医療技術などの進歩により高齢化が進展したこと、結果として少子高齢の社会が恒常化したことなど、非常に構造的なものを感じる。

「郡」のシステムそのものが、本来天皇の地域支配に由来する技術であったことを考慮すれば、平成の大合併によってその大半が終止符を打たれたことに意味があるように思われる。近時の天皇后継問題に示されるように、天皇制そのものが時代の要求から外れつつあることに、密接に関係しているのではなからうか。

註

- (1) 藪田香融「国衙と土豪の政治関係」(『日本古代財政史の研究』塙書房、一九七一年所収)、鎌田元一「評の成立と国造」(『日本史研究』一七六号、一九七七年)等多数。
- (2) 前掲注(1) 鎌田論文のほか、多数関連論文がある。
- (3) 井上光貞「大化改新と東国」(『日本古代国家の研究』岩波書店、一九六五年所収)、門脇禎二「いわゆる、大化の東国『国司』について」(『大化改新』史論』下巻、思文閣出版、一九九一年所収)等参照。
- (4) 拙稿「『広瀬古墳群』(群馬県)の存立基盤」(『信濃』六四卷二号、二〇一二年)。
- (5) 森田悌「駅伝制」(『日本古代の駅伝と交通』岩田書院、二〇〇〇年所収)。
- (6) 拙稿「『上毛野』氏の基本的性格をめぐって」(『東国の古代氏族』岩田書院、二〇〇七年所収)。
- (7) 中村光一「俘囚料の設置をめぐって」(『延喜式研究』一号、一九八八年)、瀧原智幸「九世紀陸奥国の蝦夷・俘囚支配」(『日本史研究』五〇八号、二〇〇四年)、熊谷公男「蝦夷移配政策の変質とその意義」(『九世紀の蝦夷社会』高志書院、二〇〇七年所収)等参照。
- (8) 拙稿「地域支配の重層性に関する一考察」(『東国の古代氏族』岩田書院、二〇〇七年所収)。
- (9) 前沢和之「史跡上野国分寺出土の文字瓦について」(『日本歴史』四五四号、一九八六年)。
- (10) 深沢敦仁「県内古代製鉄の展開と南原間遺跡検出の製鉄炉」(『群馬文化』二九一号、二〇〇七年)。
- (11) たとえば新井仁「群馬県における平安時代の水田開発について」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『研究紀要』一九号、二〇〇一年)。

(12) 拙著『上毛野の古代農業景觀』(岩田書院、二〇一二年)。

(13) 全国的な成果を一覧できるものとして、条里制・古代都市研究会編『日本古代の郡衙遺跡』(雄山閣、二〇〇九年)が刊行され、上野国関係では三軒屋遺跡(佐位郡衙)・天良七堂遺跡(新田郡衙)が掲載されている。

(14) 各時代の国郡制度の変遷については、坂本賞三「郡郷制の改編と別名制の創設」(『日本王朝国家体制論』東京大学出版会、一九七二年)、泉谷康夫「平安時代における郡司制度の変遷」(財)古代学協会『日本古代学論集』一九八九年所収)、今谷明「守護領国制下に於ける国郡支配について」(『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年所収)等参照。但し、地域的な偏差は考慮しなければならない。